

幕藩体制初期の藩財政

— 譜代大名酒井小浜藩 —

藤 井 讓 治

【要約】 本稿は幕藩制初期における領主権力の再生産構造に焦点をあて、素材を譜代大名酒井小浜藩にもとめたものである。小浜藩は、農業生産力の面で限定をうけつつも、地方知行の廃止による支配の一元化を挺子とした年貢収入に財政基盤をおき、年貢米の払いを畿内中央市場に近接しているという地理的条件と幕閣としての経済情報の先取りにより有利に展開した。また、北国と畿内を結ぶ中継港敦賀・小浜を掌握し、商品流通に課税し多大の収入を得た。この収入は平時の支出を十分にまかなうものであり、寛永期には高年貢率・高米価にささえられて備蓄が進んだ。この時期の支出は、俸禄知行への移行の結果、家臣の物成米が大きな割合を占めるが、これを除くと江戸入用の大きさが目立つ。さらに、この期の藩財政を規定したものに、幕府軍役殊に普請役がある。これは、平時の藩財政収入でまかなえぬものであるが、先に述べた備蓄がそれに宛てられた。こうして、小浜藩は、自己の再生産をなしたげたのである。

史林五六卷一号 一九七三年一月

はじめに

近世封建制の基礎構造研究は、安良城盛昭氏の問題提出以来、飛躍的發展を遂げた。その結果、近世封建制の特質をいかに把握するかという問題が生まれた。この問題解決の一つの方法として、藩体制を幕藩体制の中に位置づけられたものとみ、藩政の個別分析によって幕藩体制の特質を把握しようとした。こうした中で、一九五〇年代後半、数多くの個別藩政史研究がなされ、事実面での蓄積がなされた。さらに、個々ばらばらの数多くの藩政成立史研究を批判し、それを幕藩体制論にまで高めるための問題提起があいついでなされた。その一つは、「幕藩制的秩序」を主軸におく佐々木潤之介氏

の考え方で、これは、後に軍役論に帰結していくものである。もう一つは、一番単位の研究の欠陥をおぎなうことに主眼をおいた「比較藩政史」の方法である。ここでは、紙数の関係から藩政成立史の研究史を、舌たらずにしか述べることができないが、本稿の課題に引付けて考えれば、一九五〇年代後半の個別藩政史研究においても、軍役論や比較藩政史においても、領主権力の再生産構造についての研究は、その重要さが指摘されているにもかかわらず、微々たるものでしかなかった。本稿の第一の課題は、領主権力の再生産構造を藩財政の分析を通して幾分かでも明らかにすることである。ところで、近世初期藩財政のイメージは、土屋喬雄氏⁽⁵⁾以来、「窮乏」であり、戦後の個別藩政史の中で再生産されてきた。しかし、この「財政窮乏」説は、大部分が「大名借財」を指標としており、藩財政構造の実態分析を抜きにした現象論である場合が多い。⁽⁶⁾このような見地から、初期藩財政のあり方を具体的に見ていくことが、第二の課題である。

さらに、これまでの藩政成立史研究は、その素材の大部分を外様藩にもとめており、幕藩領主権力の一翼たる譜代藩の研究は、ほとんどなされていない。⁽⁷⁾本稿は、譜代藩研究の基礎的作業でもある。

以上の課題に立ちながら、譜代大名酒井氏——若狭小浜藩——を素材に、検討を進めたい。

(1) 佐々木潤之介「江戸時代(一)」(『日本史研究入門』Ⅱ所収、一九六二年)参照。

(2) 「藩制成立史研究の課題」(『歴史学研究』二二二)。

(3) 藤野保「藩政確立期の諸問題—西北九州諸藩—」(『社会経済史学』二四〇二)。

(4) 山口啓二「秋田藩成立期の藩財政」(『社会経済史学』二四〇二)、峯岸賢太郎「成立期藩経済の構造」(『日本経済史大系』3所収、一九

六五年)、朝尾直弘「上方から見た元和寛永期の細川藩」(『幕藩体制確立期の諸問題』所収、一九六三年)等がある。

(5) 『封建社会崩壊過程の研究』、一九二七年。

(6) この点を最初に指摘したのは、朝尾直弘氏である(前掲論文)。

(7) 最近、譜代大名内藤氏の研究(『譜代藩の研究』一九七二年)が発表されたが、譜代藩研究にとって、はじめての本格的取組みである。この外、佐々木潤之介氏の諏訪藩の一連の研究がある。

一 藩財政を規定した諸条件

酒井小浜藩は、寛永十一年閏七月、酒井忠勝の川越十万石から若狭十一万三千石への加増転封によって成立した。⁽¹⁾

若狭酒井氏は、徳川氏三河以来の門閥譜代である酒井正親の三男忠利を祖とし、慶長七年駿州田中において一万石の大名となった。このことは、藩権力の主体的条件として第一に考えねばならないことである。

第二の主体的条件は、酒井氏が幕閣に位置していたことである。忠勝の父忠利は、慶長十四年以降寛永四年の死去に至るまで、秀忠政権下で江戸城留守居役を勤め、また忠勝は、元和六年家光に付されて以来、家光政権の中で、寛永元年より同十五年まで老中、以後大老として重きをなしていた。⁽²⁾ 幕閣の地位が、藩財政にもたらしたものは、幕府諸軍役の早期かつ的確な情報と全国市場における豊富な経済情報であった。この具体的な様子については、後述する。

第三の主体的条件は、家臣の問題である。酒井忠利は、慶長七年大名となって以来、慶長十四年武州川越二万石へ加封、元和二年七千石、同五年一万石を加増された。一方嫡男忠勝は、元和六年武州深谷一万石を領して以来、寛永元年上総・下総・武蔵において二万石、同三年には武州忍領にて二万石を加増され、翌四年には、忠利の遺領を継ぎ、川越八万石に加封され、その後寛永十年に二万石の加増をうけた。このように、度重なる加増転封の過程で、家臣は、在地から完全に切り離され、兵農分離を遂げていた。この家臣にとって、若狭転封がもたらしたものは、地方知行から俸禄知行⁽³⁾への移行であり、この移行が、藩財政に与えた影響については後述するが、移行そのものの意義については、家臣団編成・軍役・農政等について立ち入って考えねばならないので、今後の課題とし、本稿では取扱わない。

以上三つの主体的条件をあげたが、これらをさらに規定していった客観的条件をあげておこう。

第一の客観的条件は、藩庫の収入基盤である農業生産力の問題である。若狭における最初の検地は、浅野長吉による天正十六年の検地である。この検地の結果若狭三郡の高は、八万五千九十石となった。⁽⁴⁾ この検地は、太閤検地の原則にそっ

表 I 若狭国高の推移

年	高	出典
(天文22)	1553	石 若狭守護代記)
天正16	1588	85310. 若狭郡志
慶長3	1598	85090. 慶長三年検地目録
ク10	1605	85000. 若狭守護代記
正保2	1645	85174.7892 正保の郷帳
寛文6	1666	85099. 若狭郡志
(延宝頃)		85460. 雲浜録
元禄13	1700	85518.1904 88281.5224 元禄の郷帳
天保5	1834	91018.8222 天保の郷帳
明治6	1873	91767. 宮内省租税寮統計

たものであったが、田畑の石盛は、上下それぞれを三段にわけ九等級とし、田は、上々田一石八斗から下々田一石まで、畑は、上々畑一石から下々畑二斗までであった。⁽⁵⁾ また、石盛は「荒」に対してもなされた。こうした点にも示されるように、浅野氏の検地は厳しいものであった。その後入部した京極氏は、部分的に再検をしただけで、一國検地を行わず、基本的には、浅野検地高を踏襲したらしい。こうした状況の若狭に転封してきた酒井氏は、一旦一國総検を策したが、結局実行するに至らなかった。その間の事情は、忠勝の国許年寄への次の書状が如実に物語っている。⁽⁶⁾

知行所当蕃之取反別ニ取を付可申候間、検地之儀申遣し候へ、國中地面つまり候ゆへ、いにしへより百姓共検地を望候間、検地仕候者、地面へり可申候由、今得其意候

(傍点筆者、以下同)

こうして、検地の意図は、検地による出目はおろか、場合によって減少さえも余儀なくされる状況にあったことから、あえなく中止されてしまった。表 I は郷村帳等によって若狭の総石高の推移を示したものである。この表に示されるように、

浅野氏の検地以来、藩政初期にはほとんど増石を見ない。寛文から元禄の間の増石は、寛文二年の地震によって、三方五湖の一部が干上り、新田一二三石余ができたことにその主要部分があり、残る千八百石は、忠直の三男忠根に、天和三年遺領を分知するのに、各村に「外高」として加えられたものである。⁽⁷⁾

以上述べてきたように、若狭における生産高(石高)は、近世初頭の浅野検地によって確定されて以降、大きく変化することはなかった。その結果、藩は、検地による在地再把握をもってする藩財政収入拡大の道をとぎされた。

第二の客観的条件は、知行地若狭(小浜)および敦賀は、中世末以来発展してきた北国市場と畿内中央市場を結びつける中継地に位置していたことである。近世に入ると、幕藩領主にとって領主米の販売は、死活の問題となり、その重要性を急激に増

していった。その結果、中継地にあたる敦賀・小浜を中心とした商品流通の量はふくれあがり、これに課税することによって、多大の収入が藩庫に入ることとなった。この実態については後述する。これと同時に、知行地若狭の地理的位置は、豊富な経済情報の下で、酒井氏の領主米販売を、他の北国大名に比べ有利にした。また、敦賀・小浜を通過する物資の増加は、この商品運搬等にかかわる村々を豊かにし、これらの村に対し、藩は高率の免をかけることによって間接的に剰余を収奪した。⁽⁹⁾

第三の客観的条件は、在地の状況である。織豊期以来、丹羽・浅野・木下・京極と、国主の変る過程で、かつて在地と強い結びつきをもっていた武田氏（守護）の旧臣のある者は、丹羽や浅野の家臣団に、またある者は、他大名の家臣団に吸収されて武士階級にとどまり、またある者は、帰農・商人化していった。この結果、多くの転封大名が直面する在地土豪勢力との対決という状況はすでになかった。このように、酒井氏は、比較的安定した在地の状況下に入国した。この事実には、酒井氏の入部にあたって、家臣団中に、在地性の強い者を抱えることを必要としなかったし、同時に地方知行から俸禄知行への転換を容易にした。

第四の客観的条件は、江戸近郊の川越から、遠国若狭への転封によって生じた江戸と国許との分離である。これは、第一に江戸——若狭間の参勤、第二に家臣の増大（江戸常詰と国許家臣¹⁰）を強い、さらに、家臣の江戸在番のための費用の増大をまねいた。

第五の客観的条件は、対幕府関係の軍役である。酒井氏は、幕藩制下の一大名として外様大名同様軍役を勤めねばならず、また一方では、幕府の譜代として、諸種の職務につかねばならなかった。この実態については後述する。

以上述べてきた主体的、客観的諸条件に規定された中で、初期藩財政は独自の展開を見せている。

(1) 『徳川実紀』寛永11・閏7・6条、「寛永諸家系図伝」等。

(2) 『徳川実紀』、『寛政重修諸家譜』(以下「寛政譜」と略す)。

(3) 若狭転封以前の川越での知行形態が地方知行であったことは、『若狭旧家略記』鈴木九左衛門の条に、

忠利様三筋ニ被成御座候節より(中略)御合力米被下有之、河越江御所替之節、知行地方ニ而百石被下、江戸詰被仰付、忠勝様御代ニ至り、御加恩有之、百拾五石地方ニ而領之(下略)

と、あることよって知られる。また、寛永12・11・18付忠勝書状に、「家中知行物成之儀(中略)去年相定くれ候通、四ツ取ニ出し可申候」とあり、俸禄知行への移行が確認される。

(4) 『若狭郡県志』。

(5) 上根来村検地帳(「上根来区有文書」)等、外に、現在四冊の太閤検地帳がある。

(6) 寛永12・2・18書下、「空印様御書下」、東大史料編纂所寄託酒井家文書。これは、忠勝が国許年寄に宛てたものを編年順に、寛政二年編纂されたものであるが、編年については多々誤りがある。この外、忠勝の書下は、酒井家文書中に原本が百点余ある、内五十点は「空印

様書下」に収録されている。

(7) 『三方郡誌』、「小浜旧藩要鑑」、なお、忠貞に分知された「越前国敦賀郡において新墾田三千石」(『寛政譜』巻第六二)の実態は、この千上り新田と「外高」である。

(8) 脇田修「近世封建社会における商品流通」(『日本史研究』五四)、山口徹「小浜敦賀における近世初期豪商の存在形態」、小野正雄「寛文期における中継商業都市の構造」(『歴史学研究』二四八)参照。

(9) たとえば、敦賀と塩津を結ぶ交通路の中間にあった足田の年貢率は、五五%〜七五%と、他村に比較して、二〇%前後高い。

(10) 万治元年の分限帳によれば、「江戸常誌」巻万二千四百五十石、「小浜衆」、四万二千二百二十石であった。

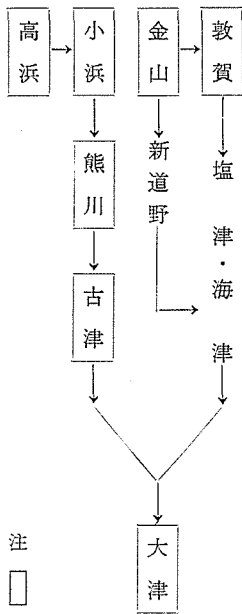
二 財政機構とその機能

1 年貢収納

藩全域に対する年貢収納権は、地方知行から俸禄知行への移行の結果、藩庁の手に集中され、年貢収納機構も藩庁を頂点として、全藩的に整備された。

さて、年貢収納のための基礎となる検見は、八月前後より始まる。検見衆は、各郡数名ずつ派遣され、知行高百石から百五十石前後の地方功者が、毎年藩主忠勝によって命ぜられた。

検見の結果は、勘定奉行(二〜三名)、小浜町奉行(二名)、年寄(二〜三名)の連署する免定によって、十一月中旬各村に下された。この免定において注目すべき点は、各郡の署名人とも、すべて同一人であることである。このことは地方から俸



注 □ は蔵の所在地

年貢米のうち払米となった米は、一部小浜や敦賀に於て払われたが、その大部分は、次の様な系路を通じて、大津に運ばれた。

2 年貢米の払方

年貢米のうち払米となった米は、一部小浜や敦賀に於て払われたが、その大部分は、次の様な系路を通じて、大津に運ばれた。なお蔵奉行の知行高は、百石以下ないし扶持米取りであった。

實際上の年貢収納は、各郡二名ずつの代官によって行われ、年貢皆済目録は、免定署名人から出るのではなく、口米や小物成の請取りとともに、代官によって出される。代官には、百五十石前後の者がなる。

代官によって収納された米は、各郡の蔵に納められ、蔵奉行の管理下におかれる。小浜藩の蔵は、下中郡小浜、上中郡熊川、大飯郡高浜、三方郡佐柿(のち金山に移る)、敦賀郡敦賀、高嶋郡古津にあった。⁽⁴⁾ 各蔵の米は、一部その地での入用に支出された。各蔵の機能について簡単にふれておくと、小浜蔵からは、主として小浜城下の諸家臣の物成米・扶持米・切米が支出され、知行高の多いものに対しては、一部金山蔵から支出された。その他の蔵米は、そのほとんどが、払米として大津に運ばれた。

寛永十一年入国の年、忠勝は、大津払米に要する費用(駄賃・舟賃・藏敷等)の調査を国許年寄に命じている。⁽⁶⁾ こうして運搬された米は、大津の蔵に入れられた。大津藏屋敷は、入国直後幕府より与えられたものである。⁽⁷⁾ 寛永十二年には、蔵を十五間から二十間に拡張したが、翌十三年には、「公儀之蔵を借候て入置」⁽⁸⁾ 状態となり、また同十六年には、「大津御藏つまり申候付、兵太郎藏成共何方成共」⁽⁹⁾ 借りるよう、国許の年寄に命じている。大津藏屋敷は、奉行一名、下奉行数名、目付五人によって構成されていた。大津藏奉行は、他の藏奉行と異なり、知行高二百石く二百五十石の家臣が勤め、下奉行は扶持米取りであった。大津藏奉行の役割は、年貢米の売り払いを主たるものとしていたが、払米に関しては、幕府大津代官小野宗左衛門貞則の役割を見落すことはできない。⁽¹¹⁾ 小野貞則は、小浜藩の払米に関し種々の指導をし、さらに、払米の代銀を預るといふ役割をはたしていた。⁽¹²⁾

3 京都屋敷

大津払米代銀は、一部大津における入用にあてられたが、大部分が江戸入用と天守金備蓄のために、京都に於て小判に両替された。大津代官小野貞則に預けられた払米代銀の高は、寛永十五年のように五百貫⁽¹³⁾ にもものぼることもあったが、以降は、大津に五十貫ないし百貫目を残し、他はすべて両替することになった。⁽¹⁴⁾ 大津払米代銀の京都への運搬については、寛永十二年、次のように決められた。⁽¹⁵⁾

大津之かね京都へ請取候時分へ、^(岩井) 弥兵衛・^(鹿野) 三太夫・^(小林) 孫左衛門表判^{ニ而}、裏判は七兵衛・^(田中) 采女仕候而、なんときもうげとらせ可申候事

岩井弥兵衛・鹿野三太夫は京都留守居であり、知行高はそれぞれ二百八十石・三百石であった。小林孫左衛門は、京都における調物奉行であり、六十人扶持を得ていた。裏判をする二人は、ともに、この時期の小浜年寄(家老)である。

京都屋敷の役割は、この両替の外に、上方調物の役目があった。両替が主として鹿野三太夫・岩井弥兵衛とその後継者によってなされたのに対し、調物方は、おもに小林孫左衛門の職掌であった。しかし、これらが完全に分化していたのではなく、「万事買物調物之儀」は、京都屋敷の三人が「可申談候、耆人として仕ましく候、勿論渡かた之儀も同前之事」

と、三人の合議を立前としていた。⁽¹⁶⁾

4 国許の機構

両替された小判は、寛永期には、おもに小浜へ送られ、その一部は天守備蓄金となるが、多くは江戸入用にあてられた。その運搬は、毎年江戸番替の諸士によっておこなわれた。⁽¹⁷⁾しかし、後には、両替された小判は、番替の士によって、京都より直接江戸に送られるようになり、時には、手形や「かわせ」でも送られた。⁽¹⁸⁾

小浜における金銀の取り扱いは、基本的には年寄がおこない、その下に金奉行（納戸役人）がいた。⁽¹⁹⁾金奉行の人数は、寛永十二年には五人であったが、同十七年には三名になったようで、その後一名の補充がなされている。⁽¹⁹⁾金奉行の知行高は、百五十石前後であり、納戸役人の下には、「貳人扶持井俵井五俵」程度の勘定衆が数名いた。⁽²⁰⁾

藩庫全体の勘定は、年二度、七月と十二月に行なわれた。⁽²¹⁾勘定の内容は、物成米の高、家臣への渡米・借米、大津払米、京都勘定、未進、代官方并賄方勘定、小浜・敦賀の町への借米等の勘定であった。

(1) 寛永13・7・23書下に、「当年検見之者書立指越候、当幕之取付之儀ハ、検見之者眼力斗を以免合相定候、大事之儀候処へ三人宛へすくなく候間、今老人ツ、申付、都合四人ツ、ニ代官を指從見せ申候」とある。

(2) 寛永十四年の分限帳によって家臣団構成を左にあげる。

知行高	人数
5000石以上	1
3000~5000	3
2000~3000	5
1000~2000	5
600~1000	7
400~600	17
300~400	19
250~300	48
200~250	66
150~200	52
100~150	17
50~100	
合計	240

(3) 「秦文書」一三三（『若狭漁村史料』一九六三年）等。

(4) 寛永11・12・15書下。
一例をあげると、寛永12書下に、

(5) 一敦賀、佐禰、高浜、熊川此四所ニ罷在候馬乗共物成之儀、大形其所相渡可申候事

一敦賀之米、何事ニ而も其所ニ而入用ニ遣し候儀候へ、敦賀之米を払可申候とある。

(6) 寛永11・12・27書下。

(7) 「酒井家祿高沿革」（東大史料編纂所寄託酒井家文書）。

(8) 寛永13・1・3書下。

(9) 兵太郎蔵は、秋田藩の大津蔵宿である中村兵太郎（『梅津政京日記』元和5・6・27条）の蔵ではないかと思われる。

(10) 寛永16書下。

(11) 寛永12・11・5書下に、「大津にて莞米之儀、(中略)当年々大津の藏江ハ米相届置可申候、莞之儀は、小野宗左相談可仕之事」とある。

(12) 寛永12・1・13書下に、「米元候銀子小野宗左ニ人之存候様ニ過分ニ預ケ置候者、是も取沙汰あるへく候」とある。

(13) 寛永15・2・14書下。

(14) 寛永12・4・23書下、寛永17・9・26書下。

(15) 寛永12・11・18書下。

(16) 寛永11・11・14書下。

(17) 寛永17・9・26書下。

(18) 寛永17・9・26書下、明暦1・7・2書下。

(19) 寛永12・11・11書下、寛永17・7・21書下。

(20) 寛永13・4・8書下に、「今程勘定之もの無之ニ付、式人扶持ニ井俵卅五俵斗ニ而相抱候」とある。

(21) 寛永11・11・14書下、寛永11・12・15書下。

三 財政支出

藩庫よりの支出は、对幕府関係の支出と藩体制確立・維持のための支出とに、大きくわけられる。

1 軍役・对幕府関係の支出

(1) 軍事動員

江戸幕府による軍事動員には、戦時動員と平時動員とがある。前者は、大阪冬・夏の両陣終焉以降、幕府軍役全体の中で、比重は低くなった。平時動員は、上洛・社参供奉・参勤である。そこで、寛永十一年若狭転封以降の酒井氏の軍事動員を見ていこう。

酒井氏の軍事動員には、寛永十一年の上洛供奉、寛永十三・十七・十九・慶安元・二年の前後五回の日光社参供奉、数度の参勤の平時動員と、慶安元年の稲葉騒動の軍事動員がある。

将軍家光の上洛は、元和九年・寛永三年・寛永十一年の前後三度であるが、忠勝は三度ともに供奉している。前の二度はさておき、寛永十一年の上洛供奉については、『忠貫公御書上御系譜』⁽¹⁾忠朝の頃に、

表Ⅱ 慶安元年日光社参供奉人員

	先 番					御 供					合計
	数	家士	足輕	中間	計	数	家士	足輕	中間	計	
鐘	30			36	36	6			6	6	42
鉄砲	30		36		36						36
弓	10		12		12	2		3		3	15
持筒		10			10	2		2		2	2
騎馬徒士							49			49	59
草廩									2	2	2
挟箱				6	6	6			12	12	12
人足割					6				34	34	40
宿方	2		2		4			4		4	8
扶割			2		2				35	35	37
夫割				5	5				36	36	41
火之番									4	4	4
飛奉								2		2	2
荷奉								2		2	2
寝ずの番								6		6	6
乘馬物						4			14	14	14
乗借						1			16	16	16
坊主						10			22	22	22
坊						6					
合 計		12	52	47	111		49	19	181	249	360

ろで、「空印様日光御共之覚」⁽⁵⁾によって慶安元年の社参供奉の様子が知られるので、表Ⅱに示す。
 このように、鐘三十六本・鉄砲三十挺・持筒二挺・弓十三張等の諸道具、家士六十一人・足輕七十一人・中間二百二十

寛永一甲戌年六月二十日、大猶院様御上洛之節、父讚岐守忠勝者、御側罷在候付、為名代、家臣百騎召供御跡勤之
 とあり、嫡男忠朝が、忠勝の名代として家臣百騎とともに供奉したことが知られる。百騎という数が正確なものでないとしても、これに従する鉄砲・槍・弓等の人数を推算すれば千人以上になり、⁽²⁾動員の大さが推察される。
 五度の日光社参供奉のうち、寛永十三・十七・十九年の三度は家光の社参供奉であり、慶安元・二年の二度は、家綱の社参供奉である。⁽³⁾幕府の日光社参供奉の規定は、各年度によって多少の相違はあるが、寛永九年の規定が以後の範となっている。⁽⁴⁾この規定に従って酒井氏の供奉人数を計算すると、馬上十五騎であり、これに諸道具・供奉人数を慶安二年の軍役規定によって推算すれば、鉄砲三十五・弓十五張、鐘四十本・旗四本・人数三百三十五人となる。とこ

表Ⅲ 酒井忠勝の在国期間

年	江戸発	若狭着	若狭発	江戸着	在国期間
寛永11	8月12日	8月19日	11月22日	12月 8日	4ヶ月
〳 13	8. 27	—	11. 10	12. 1	3
〳 19	7. 19	8. 5	11. 13	—	4
〳 20	9. 12	9. 23	10. 3	11. 1	3

八人総人数三百六十人が動員された。この人数は、先の寛永九年の規定にもとずく推算人数とはほぼ同数であり、慶安元年以外の社参供奉動員数も、三百五十八人前後が動員されたと考えられる。

幕府の大名統制の一環として行なわれた参勤交代は戦時動員にかかわる軍事動員であるが、諸大名にとってその財政支出は、多大なものであった。しかし、酒井氏の場合は、老中大老といった幕府の重職にあることによって在府を強いられた結果、参勤交代そのものの藩庫に与えた財政負担は、比較的軽いものとなった。忠勝の参勤は、若狭転封の寛永十一年より忠直に家督を譲る明暦二年までの二十三年間に、わずか四回であり、内一回は後光明天皇即位式のため京都に上る道中十日間の在国である。他の在国について見ても、その期間は、わずか四ヶ月にすぎず、諸大名の参勤とは、非常に異なるものであった(表Ⅲ参照)。

稲葉騒動(2) 慶安元年八月、福知山四万五千石の城主稲葉紀通が、一説には気が違い、「人あまた殺害仕、城廻大木を切、二丸から堀をさらえ、水をため、其外色々不作法」を行ない、八月二十日居城内で自殺した事件である。稲葉紀通気違の報は、八月十一日、京都所司代板倉重宗によって、当時京都にいた忠朝に報ぜられたが、同月十五日の再度の重宗の書状は、「淡州義はや別ニ相替儀無(紀通) (9) (10)

之候、不届ニ而気ちかい申候ニ而は無」と報じている。この情報は、忠朝の所に届くと同時に、京都留守居粕屋勘右衛門へも報ぜられ、粕屋は江戸の忠勝および国許年寄に対しこの報を送った。これに対し、忠勝は、国許の年寄に、「物主もなき人数出申間敷候」と命じながらも、板倉重宗からの救援の要請を予測し、「鉄砲式百挺、弓五十張、鎚五十本、馬上百騎」の準備を命じ同時に、馬の不足分の算段や出陣の際の家中借銀を定めている。この稲葉騒動は、事態の早い進展によって終り、その結果、酒井氏の出陣は行なわれなかったが、藩庫はこうした何時命ぜられるか知れぬ出陣の費用を賄っていくだけのものを要求されていた。

(2) 普請役

酒井氏に課せられた普請役は、若狹転封後だけでも、寛永十四年の江戸城本丸中仕切門櫓、寛永十六年の江戸城普請役、慶安三年の中仕切門の修復、承応元年の日光普請があげられる。その一つ一つを見ていこう。

寛永十四年の中仕切門櫓の普請は、前年寛永十三年、幕府が諸大名に命じた江戸城惣郭造営の一環をなすものである。この普請役の準備のため、はやくも寛永十三年一月、国許年寄に、郷中間三百人、郷足軽百〇百五十人、その他足軽・手木之ものを抱えることを命じている。⁽¹³⁾ また、三月二十七日には、⁽¹⁴⁾

一 手木之もの之儀如申越候、若州ニ而抱申手木之ものにてハ、⁽¹⁵⁾ ばなかの普請ハ罷成ましく候間、大坂・堺いつかたにてモ、急度人からをえらひ都合式百人之はつ、^(前) まへ金を出し約束仕置可申候事

一 足軽其許ニ而抱置候五百人之外ニ式百人抱置可申候、是も成程人からをえらひ、いかにも普請をも急度可仕ものを、少給分高く候共かゝへ置可申候事

と命じ、さらに、

一 爰元ニ抱置候足軽此已前之者百人在之事候、此度新儀ニ百人かゝへさせ都合式百人のはつニ抱申候事

と報じている。このように、忠勝は、普請人足を国許に於て確保すると同時に、普請役に備えて、国許の留守の番体制を命じている。⁽¹⁶⁾ 留守の番体制は、小浜城留守居として、武久庄兵衛を命じ、その他町奉行を残したが、「小浜井所々番所」には、足軽五百人中「人柄悪、普請なとなるましきもの」八十二人、中間三百二十人中「年寄又ひよわるなる人柄悪もの」四十一人、総数百二十三人を残すだけであった。このように、江戸普請役は、藩内の諸事情に優先して果さねばならなかった。

以上述べてきた諸事実を整理してみると、江戸普請に動員された人数は、足軽四百十八人・中間二百七十九人・手木之者二百人・郷中間三百人・郷足軽二百人・江戸足軽二百人総計千五百人以上に及んだものと思われる。

普請勞働力確保に際し、忠勝は、「本給本扶持にてハ多抱候事成間敷候間」、「給分者扶持なしニ七八表斗ニてもかかへ置可申候⁽¹⁷⁾」と、藩庫の恒常的負担にならぬよう配慮している。この結果、普請勞働力は中核を足輕・中間におきながらも、臨時に抱えられたり雇われたりした「手木のもの」・郷足輕・郷中間にかなりの部分を依存していた。普請役の負担は、當時の家臣軍役では賄えぬ大きな支出であった。なお、寛永十四年の普請は、二月から八月までの八ヶ月にわたった。⁽¹⁸⁾

寛永十六年の普請役は、同年八月十一日の「御本丸炎上付、中仕切石垣御普請之御手伝願之上被仰付」⁽¹⁹⁾ ものである。これによって、忠勝は、国許年寄に、「善請之者九月廿日時分、若狭相立、十月初ニ参着候様ニ堅可申付候」と報じた。⁽²¹⁾

この普請役に動員された人数・費用ともに知り得ないが、次に述べる慶安三年の例から、動員人数は、千人を下らなかつたであろうことが推測される。なお、普請は、十月に始まり、閏十一月二十八日「本丸惣石垣成功」⁽²²⁾ に至る三ヶ月間であった。

慶安三年の普請役は、慶安二年六月の江戸大地震⁽²³⁾ によって、江戸城諸々の崩れた石垣の修復であつた。慶安二年七月十六日に、忠勝は、以前普請役を勤めた中仕切門附近の石畳の修築を命ぜられた。⁽²⁴⁾ これに対し忠勝は、すぐさま国許の年寄に

先年我等築立候御本丸之中仕切之石垣、今度之地震ニ而すりあはせのは口所々少ツ、はミ出候間、以来地震之時分すりあはせハ悪候間、只今之すりあはせの石垣を築込、ひかへのよきのつら石候而、さや石垣ニ築せ可申候由被仰付候間、今程右之石垣之石、従公儀伊豆へ御作候、来年正、二月々築立可申間、普請之者、足輕小者役之者都合千人分可申付候、奉行人以下は追而可申越候と、申し送っている。⁽²⁵⁾ 本格的な普請に先立って、若狭より、足輕百人が「御本丸さや石垣之普請ニ」⁽²⁶⁾ 動員された。また、

この年、普請人足に着せる「木綿之單物」千五百、「はくき」千五百を国許に準備させている。⁽²⁷⁾ この普請に予定された動員数は千五百人であつたが、慶安三年一月二十七日になって、「御本丸中仕切之御石垣、当暮十月、さなく候へ、来春迄相延申候付」⁽²⁸⁾ と普請延期が国許に伝えられた。この報が国許に達する時には、普請衆・人足は、すでに江戸への道中にあつた。国許に帰った足輕・中間の内、足輕二百人、中間百人都合三百人が、「雉子橋御門の外迄石共数多相届置候、以来之

手廻ニも候間、御城近所へ順々ニかたつけ可申候、其外ニも用所在之⁽²⁹⁾ために、江戸へ、改めて出発した。こうして延期された普請は、同年十一月、忠勝の弟である酒井忠吉の手によって成功された⁽³⁰⁾。

承応元年の日光普請役は、忠勝の勤めた普請役中最大のもので、その内容についてもかなり詳しく知ることができる。慶安四年四月二十日、三代將軍家光が死去し、その遺命によって日光山に葬ることとなった。この靈廟の造営のために幕府は、慶安四年六月、酒井忠勝に、日光山靈廟構造の惣督を命じた⁽³¹⁾。

これに先立って、忠勝は、国許年寄に、「小屋の跡并役人」の人数の外二千人の人足の積りをするを命じ⁽³²⁾、翌年初めに始まる普請に備えた。人足については、公称二千人とし、実際には、千七百人の積りをするよう命じている⁽³³⁾。一方、九月には、普請役の者に対する借銀を十一月までに決定することを命じている⁽³⁴⁾。国許の番体制については、九月に「城中并一國の番」の者を決定するよう命じ、小浜・敦賀等の軍事的要地を堅め、さらに同年八月の由井正雪の騒動にかんがみ⁽³⁵⁾、城廻りの橋結の番を町人や近村の百姓に命じ⁽³⁷⁾、十二月には各所の番所の増員をはかっており⁽³⁸⁾、寛永十四年の普請役の時の番体制と比較すると、非常に嚴重であった。しかし、忠勝はなおも、「其元ニ残し置候足輕百八拾五人之由申越候、是ハ余大勢ニ候間、弥吟味仕、百五拾人ニ而其元仕候而、少成共足輕ハ多ク指下候様ニ可仕候、乍去緞十人廿人成共多指下候様ニ可仕候、其元ニ而引ケ人之事くるしからぬ所ハ足輕之代ニ小者を残置、足輕をハ少成共多ク指下候様ニ可仕候事」と、人足の数と質の増強を策している。

また、この日光普請の諸奉行・下奉行は表Ⅳの通りである⁽⁴⁰⁾。

こうして確保された普請衆・人足の江戸日光への第一陣として、総奉行である酒井内匠・堀甚右衛門、材木奉行鹿野三太夫が、正月に江戸へ参着するよう命ぜられ、この外の普請衆は、三組に分かれ、人足五六百人ずつと共に、東海道または木曾路を通じて、それぞれ日光に着くよう命ぜられた⁽⁴¹⁾。

日光普請役に要した費用は、慶安四年十一月五日の江戸家老より国許年寄に宛てた書状に、⁽⁴²⁾「来年日光御ふしんニハ御

役の外、過分ニ御人数をも被為呼、其上色々相立申候内、何ニ而も急度御きしん可被成と思召候ニ付て、式万両も入可申之由」とあり、その費用の多大さを窺いうる。さらに、普請役の承応元年十一月江戸家老より国許年寄に出された次のような覚えがある。⁽⁴³⁾

日光御普請ニ付当春御借物之覚

一高百石ニ付銀式百目宛 日光へ御奉行ニ參候知行取

分

此外江戸詰ノ知行取拾貳人江者此方ニ而申渡候(中略)

一高百石付銀百五拾目宛 役ノ者斗出候知行取之分、但本役半役共ニ

一銀三百目 加藤源五左衛門

一銀式百目 土方文太夫

一銀貳百目 香川六郎左衛門

一金壹兩宛 小原又右衛門、石川庄右衛門、橋本五右衛門、横山市郎左衛門

一米納八百三拾貳俵 若州 御足輕四百拾六人、但一人ニ付式俵ツ、

一米約四拾三俵 若州 御中間四拾三人、但一人ニ付一俵ツ、

右之通、最前一度之借物之分ハ何茂不残被下候、此外日光・若州ニテ折々御かし被成候金銀米之分者、知行取、切米取、足輕、中間に貸ニ何も御引取可被成候、以上(後略)

この史料は、国許における貸方のみで、江戸における貸方を含んではいないが、日光普請に下った家臣・足輕・中間に貸

表Ⅳ 日光普請の奉行

	奉行	下奉行	合計
惣奉行	3		3
惣元	5		5
普請	3	4	7
材木	3	4	7
銅瓦	2	4	6
御仏	5	5	10
鐘宝	4	5	9
鐘塔	3	3	6
中門	3	3	6
塗惣	2	2	4
繪惣	4		4
居石	2	2	4
万小	5		5
普請	2		2
御目	2	2	4
火ノ	2	2	4
小屋	2	2	4
扶持	2	2	4
薪方	2		2
塩味	3		3
合計	59	40	99

表Ⅴ 酒井氏の勤めた幕府普請役

年	普請場所	期	間	動員数	費用
寛永14	江戸城本丸 中仕切鉄門櫓	2月～8月	8ヶ月	1500人 (江戸中間除)	?
寛永16	中仕切の石垣	10月～壬 11月	3ヶ月	(1000人) (江戸足輕中間除)	?
慶安3	中仕切の石垣 の修築 但、慶安2年に準備のため足輕100人、中止後、足輕間300人が江戸へ下った。	中止		1000人→1500人	?
承応1	日光大猷院廟	2月～11月	10ヶ月	1700人 (公称2000人) (江戸足輕・中間除)	金2万兩 銀100貫目 米825俵

注1. 「期間」は、江戸(日光)上下の日数を含んでいない。

2. 江戸足輕中間の数は、万治1年、それぞれ221人、166人であった。なお、実際に普請に加った数は250人前後であった(慶安3.1.14書下)。

した米銭を与えている。この事と、家臣の半数が日光普請に下ったことによって、日光普請の家中への支出を推算すると、銀百貫目、米八百七十五俵余に及ぶ。これと先の二万兩とを加えると、藩庫からの支出は、莫大なものであったことが知り得る。

以上述べてきた藩府普請役を整理し、表にしたものが表Ⅴである。

酒井氏に課された普請役の性格を、外様大名上杉氏(米沢三十万石)と比較することによって検討しておく。普請役の回数を、寛永十一年以降について見ると、ほぼ同じである。動員人数については、上杉氏は千五百人を動員し、上杉氏は百石当り一人、酒井氏は百石当り一人となり、上杉氏より大きな負担である。動員数については慶長十一年の「御一乱後大國役」に、毛利氏(三十二万石)の動員数が二千九百人余であったことから、譜代大名酒井氏の動員の多さが窺える。ただし、普請役負課の情報は、譜代大名の方が早く知り得、この事は、準備段階で、譜代大名にとって有利な条件であったであろう。通説では、幕府による普請役賦課は、外様大名に苛烈で、譜代には軽いものであったとされているが、以上述べてきたように、譜代大名の普請役は、決して外様大名のそれに劣らぬものであった。この点から、通説的見解は再検討されるべきであろう。

(3) 日常奉公

表VI

年代	数
寛永12	1
14	9
15	17
16	16
17	16
18	14
19	10
20	11
正保1	10
2	10
3	1
4	2
慶安2	1
合計	118

表VII 酒井忠勝の寄進・造営

年月日	寄進・造営
寛永14. 9. 17	江戸城二ノ丸東照宮=金燈籠
〳 15. 9. 15	増上寺=銅燈籠
〳 16. 4. 17	竹越無量寺=多宝塔
〳 18. 9. 17	日光家康廟=石燈籠
正保1. 10. 2	日光山慈眼堂=石燈籠
〳 2.	鎌倉長谷寺観音堂の修復
慶安1. 4. 17	三河龍山寺駿河久能山=石塔籠
〳 3. 4. 17	日光東照宮=石燈籠
〳 3. 12.	日光東照宮=五重塔建立
〳 4. 7. 12	日光大猷院廟=銅燈籠二基
承応1. 4. 20	日光大猷院廟=銅燈籠二基
〳 2. 12. 2	日光山宝樹院=銅燈籠
〳 3. 6. 20	紅葉山大猷院廟=釣燈籠
〳 3. 9. 17	紅葉山東照宮=銅燈籠

(5) 同時奉公
谷観音堂の修復と慶安三年の日光東照宮五重塔の建立であろう。

先にも述べたように、忠勝は寛永元年より同十五年まで老中、以降致仕する明暦二年まで大老の地位にあった。一方、嫡子忠朝は、寛永十二年十月より、土井利隆と共に小姓組の番頭となると同時に、後の若年寄となった。⁽⁴⁹⁾その後、寛永

日常奉公の最大のものは、江戸在府である。寛永十一年の若狭入国時、すでに忠勝は老中の要職にあり、寛永十五年には大老となった。老中・大老といった職に付随した種々の奉公がある。この外、多大の財政負担となったと思われるものに、家光の忠勝別業・別墅渡御がある。家光の渡御は、狭い意味では奉公(軍役)とはなり得ないが、对幕府・將軍という関係において、奉公の一部をなすと見ていいであろう。家光の忠勝邸渡御を、『徳川実紀』等によって示すと表VIの⁽⁴⁶⁾ごとくであり、前後百十八回にも及んだ。また、その内容は、鷹狩りの帰途立寄るといった程度のものから、猿楽や相撲をもって饗応した⁽⁴⁷⁾ものまでさまざまである。

(4) 寄進・造営

忠勝の行った寄進や造営には、幕府ないし將軍に対するものと、自己ないし藩のためのものの二種があるが、ここでは、前者を幕府による間接的軍役としてとりあげたい。入国以降の忠勝の前者に属する寄進・造営を整理したものが表VII⁽⁴⁸⁾である。これらの内で、特に多大の費用を要したと思われるものは、將軍家光の厄祓いのために行われた正保二年の長

十五年には、永井尚政等と同様奏者番となった。⁽⁵⁰⁾ 二男忠直は、寛永十八年家綱の小姓となり、正保元年本城の勤めとなった。⁽⁵¹⁾ また、忠勝は、忠直に家督を譲ってからも、様々の形で奉公をした。このように、一大名において、親子が同時に奉公することは、まま見られるが、外様大名にはほとんど見られない。では、親子が同時奉公するための経済基盤は何処にあったのであろうか。忠勝の父忠利が江戸留守居であり、忠勝が老中であった寛永初年には、忠利、忠勝ともそれぞれ、三万七千石、三万石を領しており、財政基盤を幕府より給されたそれぞれの知行地においていた。

寛永十六年八月の忠勝の書下に、⁽⁵²⁾

^(忠勝)
備後守式万石之勘定相究、一紙此方へ越候て、見せ可申候、其上当物成々取つかい候様ニ可仕候事

とある。また明暦二年に忠直に家督を譲るにあたって、国許の年寄に宛てた書下に⁽⁵³⁾

為隠居領高式万五ッ取之積ニ、^(忠直)修理所より相渡候、近年修理式万石之支配之通、於其地可然様ニ納所払方申付、年々可有勘定候、知行取・切米取於其許米ニ而取申候者も可有之候へ共、大分者於江戸金ニ而出し候、其上借物等之米旁当年者数多可有之候、左様ニ候へ、大津ニ而払候米可有之候間、修理払米と同前ニ大津へ廻し相払候様ニ可申付候

とある。この二つの史料から、忠朝・忠直、隠居後の忠勝の財政基盤は、藩主の知行高十二万三千石の内二万石の物成（二万石）であったことが知られ、その収納・払方は藩の機構にのって行われ、勘定も藩庁が掌握していたことが知られる。以上のように、同時奉公は、藩主ばかりか、子息や隠居の財政基盤をも、藩主の知行高の内におくことを強いており、このことは、藩庫にとって大きな負担であった。

以上、軍事動員、普請役、日常奉公、寄進・造営、同時奉公等、広い意味での幕府軍役を藩財政とのかかわりあいで見してきたが、軍事動員は、寛永期以降の藩財政にとって、相対的には負担は軽く、普請役が非常に重い負担となった。また、酒井氏の勤めた普請役は、承応元年の日光普請以後、享保二年の有章院（家継）廟の普請役までざしたるものはなく、この時期の藩財政に時異な位置を占めている。

2 藩体制確立・維持のための支出

(1) 諸普請

藩独自の普請中、もっとも大規模な普請は、居城小浜城の普請であった。大永二年、若狭守護武田元光は、小浜の町の南にある後瀬山に城を築き、山下の小浜に館を営んだ。⁽⁵⁴⁾これ以後、丹羽・浅野・木下・京極諸氏は、この山城と館を受け継いでいったが、⁽⁵⁵⁾慶長六年、京極高次は、南川・北川の合流点で、小浜の町と接する所に、水城を営もうとした。⁽⁵⁶⁾しかし、京極二代の間には、石垣を中心として、わずかの館だけが建てられただけで、天守以下多くの部分が完成していなかったようである。

寛永十一年八月、若狭入封直後の忠勝は、幕府より城郭普請の許可を得た。⁽⁵⁷⁾

若狭小浜之城石垣・堀・櫓門破損修復事并堀江砂入候所、隨其時々逆候事、繪図之通被成御高覧、以連々普請可申付之旨被仰出候、可被得其意候、恐々謹言(後略)

こうして入国早々、小浜城石垣・堀・櫓門の修復、堀浚い等が行われたが、つづく寛永十二年二月には、幕府より、「小浜城殿主」「西丸北南西三方之石垣屯間上之築造」等の許可を得た。⁽⁵⁸⁾これに先立つ同年一月、国許年寄に対し、西ノ丸大手の樹木の移転、石垣普請のための石の積り、矢倉三つの建設の準備、労働力としての足軽・中間・手木の者の確保等、諸々の指示をしている。⁽⁵⁹⁾

小浜城普請の進行を追っていくと、⁽⁶⁰⁾寛永十二年三月に始まった普請は、七月まで西ノ丸石垣の石の準備と天守作事材料の調達がなされた。天守台は、一旦七月に完成するが、七月廿六日になって、欠陥が発見され、天守台石垣の築き直しが行われた。その結果、十月頃天守台が完成し、同年十一月十三日に、京都大工中井五郎助の手で三重三層の天守の棟上がなされた。しかし、西ノ丸石垣普請は、この年の洪水による橋の破損修復のため、翌年に持ち越された。一方、天守の作事は引続き行われ、寛永十三年十月に完成した。⁽⁶¹⁾また、西ノ丸石垣普請、矢倉作事は、寛永十三年八月、忠勝の在国中に

完成された。城郭の規模は、外堀南北百三十間、東西百五十七間、本丸・西丸・北丸・二丸・三丸・をもち、櫓三十二内多門五・埋門二をそなえるものであった。⁽⁶²⁾

小浜城普請に使用された資材中最大の量であった石材は、主として外面（蘇洞門）の石が用いられた。また、作事用の材木の多くは、国中の山より、山奉行の手配によって調達されたが、天守用の材木は、寛永十一年、秋田であつらえており、同十二年五月に小浜に到着している。この外にも、敦賀・小浜における売木を買い、竹・繩等の諸資材の一部を商人より買い入れている。

労働力の中核は、足軽・中間および家臣に課された普請役からの人数であり、それに、郷足軽・郷中間・手木の者が加わった。天守や多門の作事は、主として京都より下った大工によってなされた。京都大工の外にも、寛永十七年の小浜家職調べ⁽⁶³⁾によると、小浜には二百四十六人の家大工がおり、これらの多くも城作事に携わったのではないかと思われる。また天守の壁塗りのため、江戸より左官も下った。さらに、西ノ丸石垣の裏土を、堀の濠い土でまかなうため、小浜の日用を雇った。なお、寛永十七年の家職調べによると、小浜町の「背負・日雇・町持」は七十七人である。

寛永十二・三年の普請をもって、小浜城は、一応の完成を見るが、その後、寛永十五年には、「小浜城三之丸之外、西津侍屋敷後浪留之石垣」、「西之丸構之外南船入之方水留石垣」等の普請が、幕府の許可⁽⁶⁴⁾のもとに、五月より七月にかけて、同十九年には、「小浜城百間橋之虎口、升形石垣新規築建門」、「侍屋敷川辺之石垣」等の普請を行っている。寛永二十年には、多門・矢倉の改築を計画するが、この年は飢饉のため延期され、正保二年に作事が行われた。これらの労働力は主として、足軽・中間、三月一日から八月晦日までの家臣の普請役によって賄われたが、こうした作事の大工を確保するために忠勝は国許年寄に、⁽⁶⁵⁾

若州・敦賀・高嶋領分中大工之儀改置、他国江細工ニ罷越候共、百人之内上・中・下をならし、五十つゝ式代リニ仕、一替分若州ニ有之様、一年替ニ可申付事

と、命じ、領内大工の掌握を策している。

城普請にともなう城下町の形成は、城下である小浜が、中世以来北国市場と上方を結ぶ中継港であり、守護所の所在地であって、近世に入る以前に、かなりの発展をとげており、さらに、京極氏の時代、慶長十二年、町の整備がなされた。⁽⁶⁸⁾ 酒井氏の時代には、町の最東端で、川口にあたる州崎町一帯に町屋が広がった程度であった。⁽⁶⁹⁾ 町屋に対し、侍町は、京極時代に、ほぼ概要を整えたとはいえ、十分なものではなかった。酒井氏入国時の侍屋敷割については知るところがないが、寛永十二年の蒲生氏の旧臣を抱えるにあたり、新規に家作する家臣に、知行高百石に銀貳百匁、百五十石〱貳百石に銀三百匁都合二貫六百匁を支出している。⁽⁷⁰⁾ また、寛永十五年、京極氏の旧臣を抱えるときにも、家なき家臣に対し、銀五枚ずつを与えている。⁽⁷²⁾

次に、小浜城普請以外の普請作事にふれておこう。寛永十三年には、江戸の忠朝の邸の普請がおこなわれ、国許より、足軽百人・中間百人・奉行二人が下っている。⁽⁷³⁾ 寛永十五年には、京都屋敷の普請作事をしている。⁽⁷⁴⁾ 江戸藩邸の作事については、わずかに、『徳川実紀』正保元年五月二十九日条に、「酒井讃岐守忠勝が別墅の新亭を経営せしかば、御覧あるべしととて臨駕し給ふ」とあり、藩邸の作事のあったことが窺える。この外、寛永十一年の入国以降、正保初年にかけて、小浜・金山・敦賀・高嶋・大津・熊川の諸蔵の普請・立替が行われた。⁽⁷⁵⁾ また、知行所内各地の寺社の修造・新造がなされ、⁽⁷⁶⁾ 寛永十六年には、日光桜本坊、⁽⁷⁷⁾ 寛永十八年東海寺長松院、⁽⁷⁸⁾ その後、江戸藩邸内に長安寺を創建している。

最後になったが、橋・道等の交通網確立、保持のための普請についてみると、寛永十二年八月、大洪水によって、若狭一円、敦賀の諸橋が流されたのに対し、忠勝は、西ノ丸石垣普請を中止し、天守手伝の人足貳三百人を残し、他を諸橋の修復にあたらせた。⁽⁷⁹⁾ さらに、小浜へ入る橋である湯川の橋については、「若、手伝など無之候へ、町人足か馬借之者ニ扶持方をくれつかわし可申候、それも如何と存候者、費用ニ可仕候」と国許年寄に命じている。⁽⁸⁰⁾ これら橋の材料は、流木をもってし、不足分は、国中の山の木および小浜・敦賀における売木によった。

道普請については、正保三年の例をあげておこう。同二年十一月の忠勝の書下には、

敦賀々山中迄道作之義、来春百姓之隙之時分を考作らせ可申候、寄人足之分へ定之ことく扶持かたを出し可申候、近きあたりへ出申候ものゝ分は、遠近を考、少宛ふちかたを出し可申候事

とあり、道扶請の人足に扶持方を与えている。これら、北国と畿内を結ぶ幹線にある橋や道路の修復は、忠勝の「我等米出し候とて、世間之売米遅々不仕候様ニ考可申候事」および「方々ノ商買米、駄賃次迷惑不仕候様ニ念を入」る指示と同様、流通に関して深く配慮したことを窺わせる。

(2) 軍 備

西井氏は、度重なる加増を受けるが、それは取りも直さず幕府軍役の増大を意味し、これを賄いうるだけの軍備の増強を強いられた。

入国時に、先の領主京極氏より受け取った城付道具は、槍百四十本、虫入の箭千四百本、鉄砲百老挺、舟老艘等であつた。⁽⁸⁴⁾

寛永十二年、忠勝は、国許年寄に、徒士の者の羽織百、かこうつほ三百穂、鞆胴乱五百、口薬入五百を京都において調えるよう命じるとともに、大職十本、馬乗指物百三十人分を三百人分に、足輕指物三百人前を五百人前に増加するよう命じている。⁽⁸⁵⁾ また、寛永十二年二月に小旗ねり、同年六月ほら貝、同十五年二月、鉄砲袋および雨袋三百、足輕の二本撓七百人前、鞆廿掛、慶安元年三月、鉄砲薬入五百を作らせている。さらに年寄に「万事武道具之儀少も事欠不申候様ニ、こまか成儀迄も念を入拵置可申候」と強い調子で命じている。これらの軍備の多くが、京都において求められている点は、藩そのものが自己完結的なものでないことを示すとともに、幕藩制における京都（畿内）の特殊な位置を窺わせる。こうして、正徳頃には、小浜城の城付道具は、鉄砲千八百七挺、弓四百四十張、槍四百八十二本、足輕具足千領等となつた。⁽⁸⁶⁾ さらに、軍備そのものではないが、鉄砲薬、鉛、火繩等の出費が恒常的にあつた。たとえば、鉛を購入するためにあつた

表Ⅷ 寛永11年加増高判明分

加 増 高	人数	加 増 計
石 1300	人 1	石 1300
1000	3	3000
400	3	1200
300	3	900
100	6	600
80	1	80
70	1	70
60	1	60
50	22	1100
40	20	800
35	1	35
30	8	240
25	3	75
20	7	140
0	4	0
合 計	84	9600

中で、拡大はもちろん、臨時の課役には、借米・借銀をもってあたらねばならぬ状況にあった。

こうした家臣団を支えるために、藩庫の支出は、第一に、地方知行から俸禄知行への移行の結果としての加増分であった。表Ⅷは、寛永十四年の分限帳と安永三年の家臣由緒書⁽⁸⁸⁾によって作成したものである。寛永十四年の分限帳によれば、家臣数は二百四十名、知行総高二万九千余石である。さらに、入国時に十八名(高四千百余石)、入国後に十八名(高一万百石)を新規に抱えた。この二者の数字は、判明したもののみであるが、ほぼ実数に近いものである。この外にも、分知や世代交代による知行高の移動があり、寛永十一年以前の家臣数・知行高を知ることができないが、右表に示したごとく、家臣二百人中八十四名について知行高の推移が知られる。この表によって、川越以来の家臣の加増高を推算すれば、ほぼ二万石となり、藩庫よりの支出は増大した。しかし、この加増分の幾分かは、地方知行の廃止による小物成の藩庫への流入によって補い得るものであった。この加増分は、地方知行廃止に対する家臣への見返りの性格を強く持っており、家臣団維持とは直接かわりあいをもたないが、物成率を定率⁽⁸⁹⁾(四ツ成)とし、家臣の収入の安定化を、ひいては家臣団の安定的再生産をはかった点で評価できよう。

家臣への借米借銀は、臨時のものと恒常的なものがあった。臨時のものには、入洛供奉、江戸普請等の際の借米借銀である。先述したように、承応元年の日光普請に関する借米借銀は、銀百貫・米八百七十五俵にものぼり、現地でも、か

て、忠勝は国許年寄に、「鉛、大坂にて今程事之外やすく候由、永井信濃殿へ淀屋古庵所々我等所へも被状越候、能々直段聞合、やすく候へ、三百貫目か五百貫目程買置可申候⁽⁸⁷⁾」と命じている。

(3) 家臣団維持のための財政

酒井氏の家臣は、先述のように、俸禄知行取となっており、自らの再生産をなすことはできても、もはや限定された収入の

表Ⅹ 寛永17年馬扶持
(一疋ニ付大豆)

	知行高		馬扶持
	石	石	石
小 浜	200~225		5.31
	180~190		5.841
	170~175		6.372
	150~160		7.08
江 戸	240~260		6.18
	200		7.8

表Ⅹ 承応2年馬扶持

小 浜		
知行高		馬扶持
石	石	石
200~190		70.8
180~170		8.142
160~150		8.85

なりの借米借銀を行っている。この額（金にして、千八百兩）は、上杉氏（米沢三十万石）において、家中への借銀が、大阪冬の陣、八百九十八兩、米百五十石、元和九年の上洛、千五百七十八兩、寛永十一年の上洛、二千五百六十五兩であったのと比較しても、その大きさが窺える。

一方恒常的な家臣への借銀は、寛永十六年には、百貫目にのぼった⁽⁹⁰⁾。これらの家臣の借銀借米は、最終的には、藩庫に帰ってくるものであったが、藩庫は、借米借銀の利息の軽減や期限の延長を行っており⁽⁹¹⁾、その利息分を期待することはできなかつた。こうした家臣への借米借銀の体制は、慶安三・四年頃に、ほぼ完成を見るに至っている⁽⁹²⁾。

軍役高を保持せんがため、家臣に扶持の一部として与えられたのが馬扶持である。当初忠勝は、「馬扶持などを相定候様ニ出し候事へわろき仕置⁽⁹³⁾」と考えていたが、寛永十七年には、表Ⅹ⁽⁹⁴⁾のように、家臣に馬扶持を与えざるを得なくなつた。なお、百五十石以下の家臣は、馬を持つことを免ぜられた⁽⁹⁵⁾。この表から知り得ることは、江戸結のものほど馬扶持は多く、扶持される知行高も、小浜の家臣より高い。このことは、江戸における家臣財政の維持が、国許より相対的に困難であったことを示している。当然のことながら、知行高の低い者ほど馬扶持の多いことは、馬保持が下禄のものほど困難であったことを示している。さらに、馬扶持の規定は、承応二年、表Ⅹのように変更される⁽⁹⁶⁾。家臣に対する馬扶持の増加は、家臣の窮乏化の一指標であるが、これは、藩庫にとっては、支出の増大であった。この馬扶持の支出が、年間どれほどであったか、忠勝の時代には知り得ないが、万治元年の馬扶持は、米にして八百六十五俵であった⁽⁹⁷⁾。

(4) 農民経営再生産のための支出

農民に対する夫食貸・種貸は、家臣の借米借銀同様、直接的な財政支出ではないが、農民の再生産を助け、翌年の年貢収納の基礎となる点で、藩の収入と密接な関係がある。

夫食米の量は、寛永十九年の飢饉にあたって、全藩領に、尅万五千俵(六千石)を用意した。また、夫食貸にあたっては、未進のものへの貸与を禁じたけれども、寛永末年の飢饉にあたっては、

若狭四郡借物之事申越候、緞末進を取候も借物をかし取候へ、同前之事候、村々種借并飢人之夫食是二色ハ緞何程之末進雖有之、借候ハねは当作仕付之儀不罷成候、畢竟之仕置ハ、当作荒候ハね様ニ不残仕付候ハねは何様之仕置を申付候も不入申候間、種借、夫食相応之所を能相談仕かし候て未進之儀ハ其上ニ夏ヘカ、り麻綿何ニても其所ニ有之物ニ而取立可然候

と、農民の再生産を確保するためには、一步譲らざるを得なかった。なお、平年の種借の量は、六千五百余俵(七〇〇)であった。

次に、藩政初期において、農民の再生産がもつとも危機に類した寛永末年の飢饉の対策を見ていこう。第一の対策は、借米・夫食借・種借であり、藩庫からは、小浜・敦賀等の町や諸浦を含んだ全領に、八千七百五十俵の借米、尅万五千俵の夫食米、尅万五百二十俵の種借を準備した。また、寛永十九年には、若狭から近江への道が雪で不通となったため、一旦大津に運ばれた米が、夫食米として送りかえされ、高嶋郡の農民に与えられた。

第二の対策は施粥である。施粥は、寛永十九年の暮に始まるが、飢人の増加にともなって、寛永二十年には、前後二度日数百五十日の施粥が、貳千人の飢人に対しておこなわれ、その費用は、銀三・四十貫にのぼった。さらに増加した飢人に対し、小浜・敦賀・高浜・佐柿・熊川において施粥をおこなった。この費用は、五十貫から百貫にもおよんだようである。施粥に対する忠勝の考えは、「ケ様之ききんハ五十年百年之内ニもまれなる儀ニ候、是程上様も御苦勞ニ被成候儀ハ無之候間、我等進退ニ而飢人すくい申入用百貫貳百貫目入候ても何之さハリニ可罷成候哉」というものであった。このよう
(飢饉)
(家光)

な考えに立ちながらも、増加する支出に何らかの処置をせねばならなかった。

第三の対策は、「田畑も不持、其村にふり売を仕、日用を取罷在飢人」は、しかるべき百姓につけ、尅合の夫食を貸し、頑丈なる者には、二・三合の扶持をあたえて、井・堤・塩浜普請をおこなわせた。この対策は、施粥以上に藩庫からの支出を大きなものとしたが、後の再生産の基盤を確保しさらには年貢増収に結びつくものであった。

飢饉の諸対策に対する忠勝の基本方針は、「金銀米錢たくわえ候も、か様時之ためにて候、よかたの事へ何共あれ、我等知行所などにて万一一人成共かつえころし申候は、さたのかきりたる事⁽¹⁰⁾」というものであり、領主権力の基盤としての農民の減少をくいとめようとしている。しかし、このことも、「万一地当⁽¹¹⁾之仕置をもあなつり、悪心をも仕候百姓へ、たとい五十百成とも死ざいニも可申付候⁽¹²⁾」という限定の下でのみ行われたことに注意せねばならない。

井・堤・川除について、忠勝は、寛永十二年、次のような原則をきめた。⁽¹³⁾

知行所井・堤・川よけ之儀申越候、似合敷奉行人を申付、其村之代官を指添、百姓共ニ急度可申付候、扶持方之儀者、其村々田地之ためニ罷成候所は、ふちかた出し申ましく候、過分之井堤有之て、其村之百姓斗ニて不罷成、かまひなき村々百姓罷出候分ニハ、ふちかた出し可申候間、日帳を付させ、人数可申越候、当年始而之儀候間、かんかへ候て、扶持方出し可申候事

さらに、井・堤・川除の奉行には、不緞練のものを命じないよう指示している。寛永十五年には、和田・甲ヶ崎の塩浜⁽¹⁴⁾の普請、正保三年には敦賀山中の道普請、所々の溜池さらい、三方湖の普請等が行われた。また、承応三年には、「近年知行所悪敷成、物成年々ニひけ候間、当春者井堤川除塩堤ため池等、手前之者并家中役之者本役申付、成程精を入可申候⁽¹⁵⁾」と、国許年寄に命じている。

以上述べてきたように、藩は、夫食貸、種借、施粥、井・堤・川除等の諸普請によって、農民の再生産を維持しようとした。

3 江戸入用

国許よりの送金額の推移によって、初期藩財政全体の中で江戸入用の位置を見ていく。国許からの送金は、番替の者によってなされ、その額は、寛永期にはそれほど見られず五千両前後であったが、慶安期になると一万両となり、さらに承応期には増加したようで、時には、二万両にも及んだ。勿論江戸送金のすべてが、江戸藩邸の賄い分ではなく、「知行取、切米取於其許米ニ而取申候者も可有之候へ共、大分者於江戸金ニ而出候⁽¹⁶⁾」とあるように、江戸送金のかなりの部分が切米

や知行取の物成米の代りとなった。この外にも、先述した幕府軍役の費用等をも含まれている。

江戸入用の増大が、藩庫に与えた影響は大きく、入国当初より天守に備蓄された金銀は、減少の一途をたどったようである。この間の事情は、江戸家老より国許年寄への書状に「御天守之金銀、近年者御入用多御座候て、江戸へ年々御取寄被成故、残金銀多無御座様ニ仕なし可申之旨畏奉存候」とあることから窺い得るであろう。

4 万治元年の支出

忠勝時代の藩庫の支出全体を示す史料はないので、忠直襲封直後の万治元年の藩庫よりの基本的支出を検討する。表Ⅹは、「万治元年改分限帳」と先述の諸事実によって作成したものである。項目について、若干の説明をしておく。

(1) 隠居料、先述したように、明暦二年忠勝は、忠直に家督を譲るにあたって、隠居料を二万石五つ物成とした。この基準によって計算したのが、隠居料一万石である。

(2) 知行取の俸禄、若狭転封を契機に、地方知行から俸禄知行へ移行した結果、家臣の物成は、四つ成で藩庫から支出されることとなった。万治元年の家臣知行高は五万四千五百七十石であり、その物成高は、二万一千八百二十八石となる。忠勝の時代の家臣知行に対する俸禄米は、万治元年より多少多かったようで、明暦元年の国許家臣俸禄米だけで、一万九千四十四石あり、江戸諸家臣と国許家臣の割合からして、その支出は、二万数千石に及ぶものと考えられる。

(3) 扶持方の内容は、切米・扶持米・金の三種があり、それらを合計したものである。この外、破損方入用他は、「破損方入用積、其外検見、川除在之扶持共」である。

この表には、小浜・京都における諸調方、台所賄方、江戸における忠直自身の入用が含まれてはいない。しかし、たとえば、江戸常結家臣(知行高一万二千石余)の俸禄(四千八百石余)と佐野領一万石の物成(四千五百石)と相済し、江戸入用を江戸送金一万両(銀六百三十貫)とする。さらに、後述の収入銀二千二百貫から国許の支出千四百貫を引くと八百貫が残る。

表Ⅱ 万治元年の支出

	項 目	米	金	銀	大 判	銀(概算)	%
国 許 (小浜)	隠 居 料	10000 ^石				300 ^{貫 匁}	19.325
	知行取俸禄	21828				654.840	42.182
	扶持方	3265.622	315兩1分2朱	130枚		123.52	7.957
	(小 計)	(35093.622)	(315. 1. 2)	(130枚)		(1078.36)	(69.464)
	足 輕 601人	5098.65				152.960	9.853
	水 主 14人	107.1				3.213	0.207
	中 間 390人	1988.02				59.641	3.842
	郷 中 間 225人	450				13.50	0.870
	歩 行 59人		240. 2. 2			15.136	0.975
	飛 脚 他	87.77				2.633	0.170
(小 計)	(7731.54)	(240. 2. 2)			(247.083)	(15.917)	
御 馬 飼 料	268.4				8.052	0.519	
家中馬扶持	346				10.38	0.669	
寺 社 合 力	109.56				3.29	0.212	
破 損 方 入 用 他	324				9.72	0.626	
(小 計)	(1047.96)				(31.442)	(2.026)	
計	43873.122	556.			1356.885	87.407	
江 戸	江戸足輕 221人	639.3	379. 3.			43.085	2.775
	江戸中間 166人	86.921	290. 3.	265匁		21.127	1.361
	(小 計)	(726.221)	(670. 2.)	(265匁)		(64.212)	(4.136)
	奥方女房衆扶持方 奥 様、側室入用	131.4	153. 2. 2			13.600	0.876
	子供(民部)かたね	800	430.	10枚	2枚	28.553	1.839
	姫 入 用	120	200.			17.46	1.125
	諸 人 へ の 入 用	49.6	42.	375枚30匁	2枚	17.197	1.108
	忠朝・同奥方入用		450.	50枚		30.5	1.965
	(小 計)	(1101.)	(1275. 2. 2)	(435枚30匁)	(4枚)	(131.31)	(8.459)
	計	1827.221	1946. 0. 2	435枚295匁	4枚	195.522	12.595
合 計	45700.343	2502兩2朱	435枚295匁	4枚	1552.409	100.002	

但、米 1 石=銀 30 匁 金 1 兩=銀 63 匁

この事実と、江戸送金中に、隠居料・家臣知行取の俸禄の一部代金が含まれていることを考えあわせれば、ほぼ、江戸入用等は、藩庫の収入でまかない得るであろう。また、この表から知り得ることは、全支出に占める家臣への支出が非常に大きなものであったことである。

- (1) 『酒井家編年史料稿本』二二 東大史料編纂所寄託酒井家文書。以下「稿本」と略す。この「稿本」は、酒井家史料編纂部が作成したもので、永禄二年より明治十年代に及ぶ、七八五冊の編年史料である。
- (2) 慶安の軍役令によれば、馬上百騎に対する鉄砲、弓、槍の数は、それぞれ 百八十挺、四十張、九十五本であり、その軍役人数は千三百人余となる(『徳川禁令考』前集第一)。
- (3) 『徳川実紀』寛永13・4・13条、寛永17・4・18条、寛永19・4・15条、慶安1・3・晦条、慶安2・3・22条。なお、日光社参については、『徳川家光公伝』を参照。
- (4) 『徳川禁令考』前集第一。
- (5) 『旧藩秘録』(小浜市立図書館蔵)。
- (6) 『徳川実紀』、『寛政譜』、『旧藩秘録』。
- (7) この名は、『福知山市史』によった。
- (8) 慶安1・8・19書下。
- (9) 『徳川実紀』慶安1・8・25条。
- (10) 慶安1・8・11板倉重宗書状(「空印様御書下」所収)。
- (11) 慶安1・8・17書下。
- (12) 『徳川実紀』寛永13・1・3条以下。
- (13) 寛永13・1・26書下。
- (14) 寛永13・3・27書下。
- (15) 「手木のもの」は、手挺を使用するものの意で、土木工事の熟練者である。なお、手木ものを、大坂・京都・堺で雇っていることは、

- この時期の畿内独自の地位を示している点で注目される。
- (16) 寛永13・3・26書下。
- (17) 寛永13・1・26書下。
- (18) 『徳川実紀』寛永14・2・8条、8・15条。
- (19) 『徳川実紀』寛永16・8・11条。
- (20) 「空印寺殿年譜」。
- (21) 寛永16・8・28書下。
- (22) 『徳川実紀』寛永16・閏11・28条。
- (23) 『徳川実紀』慶安2・6・20、21条。
- (24) 『徳川実紀』慶安2・7・16条。
- (25) 慶安2・7・19書下。
- (26) 慶安2・8・7書下。
- (27) 慶安3・1・27書下。
- (28) 慶安3・1・27書下。
- (29) 『徳川実紀』慶安3・11・20条、『寛政譜』卷第六四。
- (30) 『徳川実紀』慶安4・6・18条。
- (31) 慶安4・6・8書下。
- (32) 慶安4・10・22書下、慶安4・11・5江戸家老書状(「空印様御書下」所収)。
- (33) 慶安4・9・4書下。
- (34) 慶安4・7・28忠勝自筆書状(「酒井家文書」)。
- (35) 慶安4・10・22書下(「酒井家文書」)。
- (36) 慶安4・12・8書下。
- (37) 慶安4・12・8書下。
- (38) 慶安4・12・8書下。

- (40) 「旧藩秘録」。
 (41) 慶安4・12・8書下。
 (42) 慶安4・11・5書下。
 (43) 「空印様御書下」所収。
 (44) 上杉氏に関する叙述は、『藩制成立史の総合研究』によった。
 (45) 山口啓二「藩体制の成立」(『日本歴史』近世2)。
 (46) 『徳川実紀』、『日記抜書』(『旧藩秘録』)によって作成。
 (47) 『徳川実紀』寛永14・閏3・18条、同年・5・21条、正保1・5・29条等。
 (48) 「旧藩秘録」によって作成。
 (49) 『徳川実紀』寛永12・11・10条、『寛政譜』。
 (50) 『徳川実紀』寛永15・11・7条。
 (51) 『寛政譜』、『徳川実紀』正保1・2・5条。
 (52) 寛永16・8・28書下。
 (53) 明暦2・6・11書下。
 (54) (55) 『若狭郡県志』、『若狭国志』。
 (56) 『若狭守護代記』、『若狭郡県志』、『桑村文書』(『小浜敦賀三国湊史料』所収一九五九年)。
 (57) 「酒井家文書」。
 (58) 寛永12・2幕府老中連署状(『酒井家文書』)。
 (59) 寛永12・1・13書下。なお、小浜城天守については、城戸久「若狭小浜天守考」(『建築学会論文集』第二三号)がある。
 (60) 以下、注記しないかぎり、小浜城普請関係の史料は、「空印様御書下」による。
 (61) 寛永13・10・16付三浦七兵衛以下四名連署状に「然者明十七日ニ東照権様之御札天守ニ御押被成度被思召候(下略)」とある(『羽賀寺文書』)。なお、城戸氏は、前掲論文において、天守建築年代を寛永

- 15年とされているのは誤りである。
 (62) 「小浜旧藩要鑑」(京大写本)。
 (63) 『拾権雑話』。
 (64) 寛永15・6・15幕府老中連署状(『酒井家文書』)。
 (65) 寛永19・8・26幕府老中連署状(『酒井家文書』)。
 (66) 寛永15・12・5書下。
 (67) 寛永17・7・21書下。
 (68) 『若狭国志』の伴信友の朱注、『拾権雑話』、『山名文書』(京大影写本)。
 (69) 寛永14・閏3・25書下。
 (70) 『徳川実紀』寛永11・8・18条。
 (71) 寛永12・6・16書下。
 (72) 寛永15・4・3書下。
 (73) 寛永12・11・5書下、寛永12・11・18書下。
 (74) 寛永15・3・20書下、寛永15・6・4書下。
 (75) 「空印様御書下」による。
 (76) 「旧藩秘録」、『若狭郡県誌』、『飯盛寺文書』、『上波瀬神社文書』、『稿本』、正保2・11・29書下。
 (77) 『稿本』。
 (78) 寛永18・7・20書下、「旧藩秘録」。
 (79) (80) 寛永12・8・24書下。
 (81) 正保2・11・29書下。
 (82) 寛永12書下。
 (83) 寛永12・11・27書下。
 (84) 「小浜旧藩要鑑」、『雲浜秘鑑』(京大写本)。
 (85) 以下、軍備に関する史料は、「空印様御書下」によった。
 (86) 「小浜旧藩要鑑」、『雲浜秘鑑』。

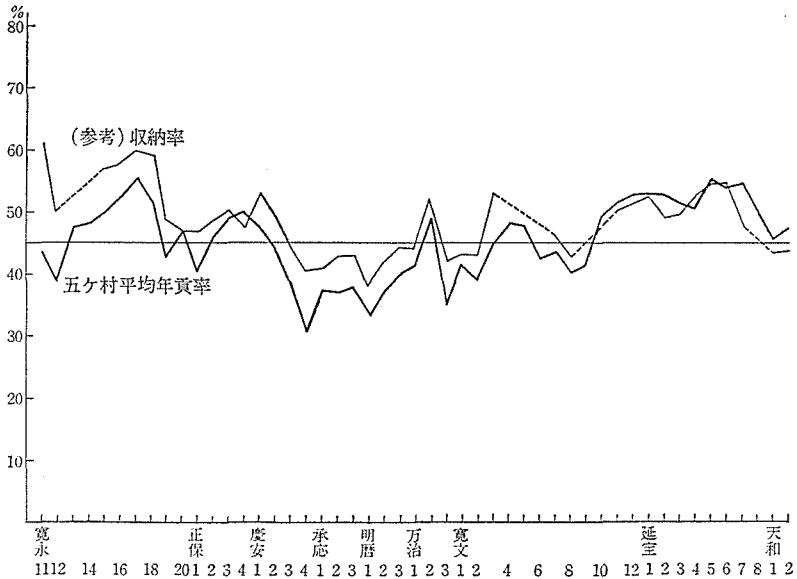
- (87) 寛永12・11・27書下。
 (88) 東大史料編纂所寄託酒井家文書。
 (89) 寛永11・11・15鹿野三太夫宛知行宛行状に、「本知合三百石、但四ツ成」とあり、寛永12・11・18書下に、「家中知行物成之儀、(中略)四ツ取ニ出し可申候」とある。
 (90) 寛永16・閏11・7書下。
 (91) 寛永12・11・18書下、寛永13・4・22書下、寛永15・2・14書下、正保4・10・5書下。
 (92) 慶安3・12・1書下に、「自然之時のため、馬乗并足輕小者迄へかし金、近キ所中之所違キ所三段ニ積リ、帳ニしるし遣候間、来年二月三日比之内包わけ箱ニ入、天守ニ上置可申候」とある。
 (93) 寛永15・2・11書下。
 (94) (95) 寛永17・7・21書下。
 (96) 承応2・9書下、馬扶持は、寛文七年再度改められる(雲浜秘鑑)。
 (97) 「万治元年改分限帳」(小浜市立図書館蔵)。

- (98) 寛永20・2・13書下。
 (99) 寛永20・2・8書下。
 (100) (101) 寛永20・2・13書下。
 (102) 寛永19・2・晦書下。
 (103) 寛永19・12・29書下、寛永20・1・24書下。
 (104) (105) 寛永20・2・8書下。
 (106) 寛永20・2・13書下。
 (107) (108) 寛永19・2・晦書下。
 (109) 寛永12・2・18書下。
 (110) 寛永15・2・2書下。
 (111) 正保2・1・29書下。
 (112) 承応3・2・3書下。
 (113) 送金額は、「空印様御書下」による。
 (114) 明暦2・6・11書下。
 (115) 慶安4・11江戸家老書状(空印様御書下)。
 (116) 明暦1・12・10書下。

四 財政収入

1 年貢米収入と販売

財政収入の基本は、いうまでもなく農民から搾取された封建貢租であった。そこで、まず、年貢収入を見ていく。寛永十一年、若狭に加封された時の知行高は、若狭一國、敦賀郡、高嶋郡合計十一万三千五百石であり、寛永十三年には、江戸在府の料として、下野佐野に一万石を得、合計十二万三千五百石となった。ここでは、佐野一万石については、ひとまずおき、残十一万石余、特に若狭を中心に考えて行く。



平時における年貢収入を示す史料は見あたらないが、寛永十九年の大凶作の年の年貢収納予定額が、八万四千四百十四俵(三万二千五百七十七石六斗)であったことが知られる。しかし、この年については、十二月になっても六万俵の未進があった⁽¹⁾。この寛永十九年の年貢高を念頭において、若狭における初期の免定を整理したものが表Ⅶとグラフである⁽²⁾。ここに取上げた久々子(三方郡)・鳥浜(三方郡)・天徳寺(上中郡)・本保(上中郡)・市場(大飯郡)は、村高四百石前後の村であり、漁村・山村ではなく、平野部の村である⁽³⁾。

このグラフおよび表より知り得る特徴をあげると、第一に、各村の年貢率の動きは、まちまちであるが、一般に、寛永期には比較的安定かつ高率であるのに対し、慶安期以降、年貢率は下り、不安定となる。こうした年貢率の動きは、先述の承応三年の忠勝書下に、「近年、知行所悪敷成、物成年々ニひけ候」とあることによっても裏付けられる。

第二は、寛文末年より延宝にかけて、各村の年貢率は、比較的高率かつ安定的となり、各村の年貢率とも五〇%〜六〇%の間に収斂している。この点については、農政の新展開が予想されるが、ここではふれない。そこで、藩政初期

の年貢取納が、非常に不安定であったという事実をおさえたうえで、各村の年貢率を平均すると、四五%を境に、上下一〇%の内に、ほぼ収まる。これによって、この時期の年貢収入を推算すれば、四万三千石〜六万七千石（平均五万五千石）となる。ただし、佐野領の取納率も、とりあえず同率とした。

取納された年貢米は、先述のように、大部分が天津に運ばれた。天津払米に関する忠勝の国許年寄への指示は、第一に、払米運搬の時期を十月初としたことであり、早売りによる利益をもくろんだ。第二は、寛永十二年分の払米の指示にも見られるものである。忠勝は、寛永十二年十一月五日、国許年寄に、「来年は米たかく可有之候由、京都も度々申来候間、其考可仕候」と命じ、同十八日に、払米の三分の一を年内に払うよう指示するが、同月廿二日には、「天津只今八木たかく候由、小遠州・小宗左（小野貞則）被申越候、来年へ八木やすく成候儀も可有之由承候間、年内之内直段よく候へ、成程あい払うよう命じている。また、年貢大豆の代銀納に関して、「其元当年へ大豆事之外たかく候間、来年中入候程納、其外之儀へ、かねにて納可申也と申越候、一段尤候事、春ニも成候へ、大豆は北国も可参候間、かね出したかり候は、小浜相場のことくかねにて納可申候事」と、大豆の北国よりの入荷による値下りをあてた大豆の代銀納をおこなっている。このように、幕閣の地位による情報の豊さに支えられつつ、忠勝は、その情況に応じた払米の指示をしている。このことは、領主の払米に対する関心の深さを窺わせると共に、領主が流通過程に深くかかわれるだけの条件があったことを示している。

* 寛永11・12年は高113,500石以後高123,500石で取納高を除いたもの。

参 考	
取納高	取納率*
石	
69757.687	61.5
56956.570	50.2
71371.814	57.0
72008.571	57.5
74765.237	59.7
73217.805	58.4
60518.949	48.3
58391.304	46.6
58759.662	46.9
60355.106	48.2
62689.804	50.0
59151.143	47.2
66249.410	52.9
60957.566	48.6
55456.8	44.3
50572.733	40.4
51089.770	40.8
53358.909	42.6
53780.728	42.9
47545.235	37.9
52607.694	42.0
55864.973	44.6
55458.925	44.3
65552.301	52.3
53224.699	42.5
54404.833	43.4
54265.825	43.3
63033.897	50.3
57579.140	46.0
53744.602	42.9
63239.315	50.5
64005.918	51.1
64971.359	51.9
61052.435	48.7
62130.759	49.6
65919.268	52.6
67531.112	53.9
67260.177	53.9
59630.254	47.6
54694.103	43.7
54987.245	43.9

表Ⅶ 若狭の年貢高と年貢率

村名	久々子		鳥浜		天徳寺		本保		市場		平均年貢率
	年貢高	%	年貢高	%	年貢高	%	年貢高	%	年貢高	%	
寛永11	石				180.027	43.5					43.5
12					163.276	38.6					38.6
13					170.349	40.3	342.011	54.8			47.6
14					178.711	42.2	341.301	54.6			48.4
15					179.585	42.5	354.397	56.7			49.6
16					204.058	49.4	341.891	54.6			52.0
17					220.16	52.0	364.09	58.3			55.2
18					203.38	48.1	345.104	55.3			51.8
19					177.947	42.1					42.1
20					195.89	46.3					46.3
正保1	170.361	35.8			182.977	44.3					40.1
2					194.843	46.1					46.1
3			266.116	54.1	185.564	43.9					49.0
4			271.229	55.1	187.67	44.4					49.8
慶安1	186.848	39.3	286.375	58.2	190.97	45.1					47.5
2	175.735	37.0	265.704	54.0	163.789	39.6					43.5
3	172.732	36.3	232.119	47.2	132.952	31.4					38.3
4	139.74	29.4	208.770	42.4	90.558	21.4					31.0
承応1			261.596	53.2	89.352	21.2					37.2
2			266.196	54.1	108.885	25.7			128.157	30.9	36.9
3			285.457	58.0	129.283	31.3			97.422	23.5	37.6
明暦1	133.112	28.0	264.148	53.7	122.93	29.1			83.409	20.1	33.0
2	166.39	35.0	269.196	54.7	131.242	31.0			118.15	28.5	37.3
3	175.898	37.0	269.689	54.8	144.1	34.1			132.659	32.0	40.2
万治1			241.361	49.1	150.293	35.5			159.606	38.5	41.0
2			276.855	56.3	184.781	44.7			184.479	44.5	48.5
3			172.407	35.1	144.6	34.2			132.679	32.0	34.1
寛文1	168.767	35.5	290.276	59.0	143.942	34.0			157.533	38.0	41.6
2	161.636	34.0			130.001	30.7	(311.71)	49.9	157.533	38.0	38.2
3	197.291	41.5	256.431	52.1	178.614	42.2			174.115	42.0	44.5
4	216.307	45.5	265.449	54.0	192.364	46.5			198.989	48.0	48.5
5	217.349	45.7	270.594	56.0	175.25	41.4			196.916	47.5	47.7
6	206.989	43.5			158.274	37.4			192.77	46.5	42.5
7	207.297	43.6	247.202	50.3	162.994	38.4			176.188	42.5	43.7
8	220.763	46.4			154.526	36.5	256.049	41.0	147.169	35.5	39.9
9	219.238	46.1	228.564	46.5	148.176	35.9			157.533	38.0	41.6
10	276.72	58.2			182.045	43.0			190.698	46.0	49.1
11	282.9	59.5			196.862	46.5			194.843	47.0	51.0
12	273.456	57.5	287.891	58.5	196.862	46.5			207.280	50.0	52.5
延宝1	291.113	61.2			203.213	48.0			209.353	50.5	53.2
2	281.605	59.2	287.619	58.5	184.162	44.6			198.989	48.0	52.6
3	286.359	60.2			194.746	46.0			201.062	48.5	51.6
4	281.605	59.2			190.512	45.0			194.928	47.0	50.4
5	288.296	62.9	290.991	59.2	203.213	47.8	343.481	55.0	207.371	50.0	55.0
6	281.878	59.2			207.446	50.2			220.11	53.1	54.1
7	287.303	60.4			207.446	50.2			214.281	51.7	54.1
8	272.7	57.4	281.247	57.2	186.278	44.0			162.193	39.1	49.4
天和1	245.167	51.6	235.82	48.0	184.162	43.5			160.079	38.6	45.4
2	269.717	56.7			177.811	42.0			168.777	40.7	46.5

大津における払米以外に、城下小浜においても、蔵米を払っている。この払米は、領主側からは、「かし米」・「入米」⁽⁷⁾と呼ばれるが、町人側からは、「おり米」⁽⁸⁾と呼ばれ、その実体は、形式的には、町人への貸付の形をとるが、実際には、「大津高値」をもって、町人に払われたものであり、町人には大きな負担となったが、藩庫にとっては、もっとも有利な払米であった。なお、「かし米」の量は、二千俵〜五千俵前後であった。

物成米の外に、分米・口米があるが、その多くは代官の所入用として使用されたい。

2 小物成収入

家臣の知行形態が、俸禄知行となった結果、小物成はすべて藩庫に入ることとなった。

小物成の第一は、夫米である。小浜藩の夫役は早く代納となり、寛永十一年入国の年には、高百石ニ付九斗、寛永十二年以降百石ニ付一石となった。⁽⁹⁾すなわち、夫米収入は、千二百石余であった。

第二に械役、成立は、慶長期に溯るが、⁽¹⁰⁾その額については、寛永八年について知れる。⁽¹¹⁾これによると水主一人ニ付銀三匁を徴し、総計八貫六百六十八匁五分であった。その後、正保直前には、七貫八百目、正保四年に七貫七百目余となり、全体として漸減している。⁽¹²⁾この原因は、近世初頭、浦々にあった「はがせ舟」(商船)の減少によるものであるが、この減少の原因については、ここではふれない。なお、夫米・械役等の小物成の収納は、各郡の代官によって行われた。

第三は町地子⁽¹³⁾夫代銀、もともと夫役であったものが、寛永八年に代銀納となり、名を夫代銀と改めるが、後には、地子銭となった。夫代銀の額は、寛永八年銀九貫六百目であり、後十一貫前後となった。⁽¹³⁾

この外、遠敷・名田庄からの材木に対し、十分一を収納したり、白土運上・桶屋運上米・室屋銀等の小物成があった。⁽¹⁴⁾各村からの小物成の総額を知る史料はないので、多少時期は下るが、宝永期の史料から、初期の小物成高を想定したい。

『旧藩秘録』十二によると、宝永期(小浜藩十万三千石余)の小物成は、米千九百石余、銀三百五十貫余であり、この内、銀二百貫目が敦賀駄別銀であった。また、享保十二年(高十萬石余)の小物の量は、米千五百石余と銀二百貫余であり、内

駄別銀は九十五貫であった。⁽¹⁵⁾ 小物成中、変化の大きい駄別銀（後述）を除き、知行総高の高下を考慮して、初期の小物成の量を推定すると、米二千石前後、銀百五十貫目となる。

3 駄別・沓代・仲

駄別（敦賀）・沓代（小浜）は、北国から上方への上せ荷に課された一種の通行税である。駄別は、天正期武藤助十郎の時代、「駒之口」（沓駄、沓人ニ鳥目十文）として設られ、大谷吉継の時代に、「駄別」と名を改め、荷馬一駄ニ付米沓升五合と定められるが、結城秀康の時代に、貳升と定められた。⁽¹⁶⁾ 駄別は、藩庫へは、米による直納でなく、銀納された。駄別米直段は、米仲の提出した諸国米相場を、十一月から二月迄は五品、三月から十月までは十品を合計し、百匁平均の石高を見、それより一斗を減じたもの（但十月は一斗二升）であった。⁽¹⁷⁾

ところで、藩庫に入った駄別銀高は、明暦二年より延宝期までの各年に知られるが、寛永承応期については知ることができない。⁽¹⁸⁾ しかし、一方で、慶安元年以降幕末に至る、米・大豆の入津量および入船数が知られる。⁽¹⁹⁾ そこで先に述べた駄別銀の算出方法、米・大豆俵数と駄別の相関関係、および米価（ここでは、大坂米価）によって、慶安元年以降の駄別銀高を推算したのが、表XIIIである。慶安期と寛文期とでは、米価に差があり、また敦賀と大阪の米価が、かならずしも比例しないために、⁽²¹⁾ 駄別銀高は概数にすぎない。しかし、米・大豆の入津量は、慶安期と延宝期を通じて五十万俵前後であり、その時々米価に左右されつつも、ほぼ、駄別銀高は、百五十貫〜二百五十貫くらいであった。

一方、小浜の沓代は、推算の基礎となる数字をほとんど見出し得ないが、若狭の地誌である『稚狭考』によれば、延宝八年四十物七万三千箇・船数千五百五艘、翌九年米・大豆二十四万三千俵の入津を知ることができる。この数字は、この時期の敦賀の入津量、入船数に匹敵する。そこで沓代が、一駄に付小浜舩一升（京舩七合五勺）⁽²²⁾ だったことを含めて考えれば、藩庫への収入は、米にして三千石前後、銀にして百貫前後だったと思われる。

この駄別銀、沓代の外、商品流通に対する課税に米仲がある。米仲の高は、寛文六年に銀四十六貫であったことが知れ

表XIII 敦賀の入船・入津量・駄別銀

年	A 船 数	米 (俵)	大豆 (俵)	B 俵 数 計	C 駄 別 銀	D 米 価	C/B D		
慶安	1	1630	503.000	59.000	俵 562.000 貫 匁 (147.463)	匁 28.0	} (93.7)		
	2	1200	436.000	44.000	480.000	(131.780)		29.3	
	3	1000	373.000	27.000	400.000	(146.172)		39.0	
	4	1220	470.000	40.000	510.000	(160.086)		33.5	
承応	1	1150	480.000	45.000	525.000	(162.335)		33	
	2	1900	688.000	29.500	717.500	(221.858)		33	
	3	1850	585.000	50.000	635.000	(235.023)		39.5	
明暦	1	2300	690.000	26.000	716.000	(261.648)		39	
	2	1150	510.000	31.000	541.000	223.792		41	101
	3	1040	400.000	79.000	479.000	205.833		39.5	109
万治	1	1630	627.000	85.000	712.000	298.202		50.1	84
	2	1300	523.000	68.000	591.000	335.907		55	103
	3	910	308.000	22.000	330.000	231.693	70	100	
寛文	1	970	280.000	60.000	340.000	263.130	51.5	150	
	2	1640	533.000	63.000	596.000	205.405	42.5	81	
	3	2110	626.000	121.000	747.000	271.475	53	69	
	4	2670	756.000	10.000	856.000	340.024	51.5	78	
	5	1970	667.000	78.000	735.000	284.296	50.5	76	
	6	1800	556.000	46.000	602.000	253.273	55	77	
	7	1870	443.600	38.000	481.600	236.734	54	91	
	8	1815	368.000	84.000	452.000	228.823	51.5	98	
	9	1760	446.000	52.000	498.000	294.060	65	91	
	10	1990	315.000	94.000	409.000	229.576	57.5	98	
	11	1970	374.000	91.000	465.000	210.389	55.5	81	
	12	1520	426.000	87.000	513.000	188.045	48	76	
延宝	1	1890	440.000	81.000	521.000	251.752	58.5	87	
	2	1680	389.000	119.000	508.000	279.329	74.5	74	
	3	1620	186.000	67.000	243.000	220.559	63.0	144	
⋮									
8	700	245.000	41.000	286.000	193.823	68.0	99		

- 注) 1. 船数、俵数は「指掌録」(京大写本)による。駄別銀高「酒井家編年史料稿本」の各年末(打它文書)。
 2. 米価は「三貨図彙」の大坂米相場の平均。
 3. 慶安1～明暦1の間のC/B Dの値(93.7)は、明暦2年以降21年間のC/B Dの値の平均値。

るだけであるが、先にあげた敦賀への入津米の俵数から推察すれば、ほぼ四十貫目前後である。以上述べてきた駄別・沓代・米仲よりの藩庫の収入は銀三百五十貫目前後となり、時には五百貫にもおよんだ。

表XIVは、以上述べてきた事実、および推算に基づいて作成した藩政初期の収入を示したものである。この表は、あくまで推算によるものであって、特定の年のものではないが、先述の手続が正しければ、むしろ一般的状态をより正確に示していることとなろう。

さて、この表によれば、藩庫の収入の七十五%が本年貢収入であるが、この内約三万石（五四・五%）が現物で知行取家臣の物成および扶持米となるため、駄別、沓代、米仲の商品流通に対する課税収入が、藩庫の収入に占める比重は相対的に増加する。

小浜藩におけるこの時期の収入を、同じ譜代大名である荘内酒井氏（十四万石²⁴）と比較してみると、荘内藩の慶安元年の収入は、家中への渡方・切米等を除いた本年貢収入および浮役等の合計が、金にして七千三百一十兩であるのに対し、小浜藩の収入は、家中渡方、切米等を除いてもなお、壹万數千兩の収入があり、知行高にして一万五千石も少なかったにもかかわらず多くの収入を得ている。この原因は、先述した藩財政を規定する諸条件とのかかわりあいで見えていかねばならないが、ここでは、小浜藩の藩庫が比較的豊かであった点を指摘するにとどめておこう。

ところで合計銀二千二百貫の収入は、先の支出の頃で述べた万治元年の基本的支出千五百五十貫余を賄い、さらに、忠直自身の入用、藩の諸入用をほぼ賄い得るものであったが、幕府の普請役や軍事動員、諸寄進、小浜城普請、飢饉といった臨時の支出を賄うには、かならずしも十分ではなかった。こうした費用を賄うために、様々の形で備蓄がおこなわれ

表XIV 藩政初期の収入

項目	米	銀	合計(銀)	%
本年貢	55000石	貫	1650貫	75.0
小物成	2000	150	210	9.5
駄別沓代		300	300	13.6
米仲		40	40	1.8
合計	57000	490	2200	99.9

但 1石=銀30匁

た。

4 備蓄金

備蓄金そのものは、収入ではないが、臨時かつ膨大な支出を賄う手段として重要な役割をもつので、ここにおいて述べる。

城米は、入国早々、五千俵を小浜蔵に置く⁽²⁵⁾ことになるが、金銀の備蓄も入国当初から開始された。寛永十二年十一月十一日の書下で、忠勝は国許の年寄に、天守への金銀備蓄の方法について次のように命じた。

銀子は、十貫目入いづれも箱を仕、釘付ニいたし、箱ニ銀子十貫目と書付を仕、うすきむしろニてつゝミ、繩かりげに仕、其上ニも銀子十貫目と札を書きして入可申候、金子之儀ハ弐千兩入ニ箱を仕、釘付ニいたし、箱之上ニ小判弐千兩入と書付をいたし、是もうすきむしろニつゝミ、繩かりけにいたし、小判弐千兩入と札を書きし候て入可申候、其外金子五百兩千兩、大判五十枚百枚、銀子百枚弐百枚、五貫目七貫目之義は、天守ニ入申間敷候、はし金ニいたし、去年申付候かね箱ニ入置小遣可仕候、銀子之儀弐百貫目共たまり候ハ、何時も天守へ入可申候、五拾貫目百貫目へかね箱ニ残し置、小遣ニ仕、天守之かね切々取出し不申候様ニ覚悟可仕候事

また、寛永十六年には、天守の銀高を千貫目とし、他は小判に兩替し、さらに大判五百枚、老分判五千兩、新銭千貫を天守に入れるよう命じ⁽²⁶⁾、さらに翌年、天守の銀高を五百貫とすることが命じられている⁽²⁷⁾。これは、江戸入用が、ほとんど金遣いであったためである。こうして、金銀の備蓄体制は確立する。

次に、備蓄金の動きを見て行くと、寛永〓正保期には備蓄は進んだようである。これは、年貢収入の高率かつ安定と、この期の米価が比較的高いものにあつたことに一つの原因があつた。一方、慶安期以降の備蓄は思うにまかせず、むしろ減少したようである。この原因は、「江戸へ入用多候て、年々ニ取らせ⁽²⁸⁾」たことに主たる原因を求められるが、一方で年貢収入の減少も原因していた。ところで天守の金銀の高であるが、忠勝は、国許年寄に、度々天守金銀高を報告するよう命じているが、国許年寄の解答がない。しかし、忠直に家督を譲るにあたり、明暦元年に、忠直に小判五千兩、大判七十

枚、銀子五十貫を与えた。⁽²⁹⁾ さらに、明暦二年に、小判壹万兩、銀子百貫目、大判百枚を与えている。⁽³⁰⁾ このことから、明暦期に至ってもなお、天守金銀の高は、少なくとも小判壹万五千兩、銀子百五十貫、大判百七十枚があったことが確認できるが、承応三年頃より、天守金銀を江戸へ運び、明暦二年には、「天守差置候金銀之事、自然ニ此方へ相届可申候⁽³¹⁾」と、天守備蓄金の江戸への運搬を命じている。その額は、寛文二年忠勝が忠直以外の子息や將軍・大名等に残した遺物は、金だけでも三万六百三十兩にもものぼっていること、⁽³²⁾ および先述した天守備蓄金の基準、銀五百貫、大判五百枚、一分判五千兩等から、また、次の史料からも、忠直への渡金をはるかに越えるものであることが推測される。

一 金銀之事、修理大夫其外子とも一るい方へ遣、相残候金銀へ、家来喜兵衛、三郎兵衛納戸之者ニ下ふうを付させ、上ふう之事へ、^(忠直)
 此四人之衆被付置、修理大夫土藏ニ被預置、自然修理大夫かつて悪敷成候時分、^(勝手) 大キ成御ふしん、御軍約等被付付何共難相助時分、^(普請)
 其外火事などニ相申候か、かつて調かたき時分、^(細田正信カ) 上野介をも御同道、^(酒井忠直) 雅楽殿へ被參、相うかゝわれ、其時之相応ニ隨而、幾度ニも修理大夫方へ相渡され可給候、右之金銀之内にて三千兩ほど別ニ被仕被指置、これ少身成一るい共、はからざる火事ニ敷其外わたくし^(合カ)
 ならぬ子細有之而、何共不罷成候時、修理大夫ニ被申、從修理太夫かうりくニ被仕、相つゝけ可被申候、是へ我等おや之時分、右之通仕置大きく一るい共すくい申候儀覚候間、如此申置候、六ヶ敷事ニ候へ共、別ニ可頼方も無之候間、各々たのミ置候、以上^(万治元)
 戌霜月十三日

酒井讀岐守

忠勝（花押・印）

松平 若^(康信) 殿
 酒井 藏^(忠直) 人殿
 内 彈 正殿
 酒井 内^(忠直) 記殿

この書状は、⁽³³⁾ 天守備蓄金の高が、さらに多いものであったことを示すと同時に、幕府軍役が、藩財政に与える影響がい

かに大きいかを示す史料でもある。

(1) 寛永20・2・13書下。寛永19・12・24書下。

(2) なお、表Ⅻの末尾にあげた数字は、「御取納高覧」によって示したものである。この史料は、小浜市立図書館酒井家文庫の未整理の中から脱稿後みつかったものであり、明治中頃の写で、その数字は、若狭以外の知行地（たとえば佐野領）を含んでいるかいないか、また取納高に小物成等が含まれているかどうか等不明な点が多く検討の余地があり、ここでは参考としてあげた。

(3) 久々子・「加茂文書」、鳥浜・「千田文書」、天徳寺・「河原文書」、本保・「清水文書」、市場・「永谷文書」。

この五村を選んだ理由は、年貢米の量を推算するためには、一般的に小さい村高であり、かつ年貢率の高い漁村・山村は、不適當と考えたからである。なお、若狭の村高構成を次にあげる。

若狭の村高構成（元禄13年）

村高	大飯	下中	上中	大飯	合計
1500石以上		1	1		2
1500～1400				1	1
1400～1300			2		2
1300～1200				2	2
1200～1100	2	1			3
1100～1000		2	1		3
1000～900	1		1	3	5
900～800	3	2	3	7	15
800～700	2	2	4	6	14
700～600	4	5	10	4	23
600～500	5	4	7	2	18
500～400	6	11	4	9	30
400～300	11	8	5	5	29
300～200	20	20	1	7	48
200～100	20	20		13	60
100石以下					
合計	74	83	39	59	255

(4) 寛永12書下。

(5) 「空印様御書下」。

(6) 寛永12・11・22書下。

(7) 寛永12・2・18書下に「小浜町中へ入米最前申越候直段之儀、大津高値を以、銀子上ケ可申由相定、貳千俵充付候由申越候」とあり、また、寛永20・3・7書下には、「かし米」とある。

(8) 「京極家の時、をり米とて町人へ藏米を高値にしてかし付被成、上より下へおるる故の名なり（中略）（忠勝）空印様の時にもおり米有りて、人々高値にこまり、町中一統訴訟に及ふへしと申合せ、其時刻に鐘を突云々」とある。

(9) 寛永12・11・18書下。

(10) 「桑村文書」（東大史料編纂所寄託酒井家文書）。

(11) 寛永八年かいは銀之目録、（「桑村文書」）。

(12) 正保4・12・9書下。

(13) 「拾雅雑話」、「小物成元書出」（小浜市立図書館蔵）。

(14) 「江口武右衛門控」（『遠敷郡誌』）、「雲浜秘鑑」。室役については「組屋文書」。

(15) 「小物成元書出」。

(16) 「指掌録」（京大写本）、「敦賀郡誌」。

(17) 「指掌録」。

(18) 『敦賀郡誌』、「寛文雜記」。

(19) 「指掌録」。『敦賀郡誌』参照。

(20) 俵数(B)と駄数(E)は、正の相関関係にあり $B = \frac{1}{2}E$ (高瀬)の関係がなりたち、また、駄別銀高(C)は、駄数と米価(D)の積であり、 $C = \frac{1}{2}DE$ となる。Eを先の式で置きかえると $C = \frac{1}{2}BD$ となる。

(21) 左表の敦賀米価は、表のXIIIの数字と駄別銀計算方法をもとにて算出し、大坂米価は、『三貨図彙』の平均米価である。

年	敦賀米価		大坂米価	
	匁	分	匁	分
明暦	2	28.5	41.0	
	3	28.2	39.5	
万治	1	28.3	50.1	
	2	30.0	55.0	
	3	43.0	70.0	
寛文	1	47.5	51.5	
	2	29.9	42.5	
	3	33.1	53.0	
	4	40.0	51.5	
	5	38.8	50.5	
	8	43.4	51.5	
	9	46.1	65.0	
	10	48.9	57.5	
	11	36.7	55.5	
	12	33.5	48.0	

(22) 『拾権雑話』、『若狭國誌』伴信友注。

おわりに

酒井小浜藩は、農業生産力の面で限定をうけつつも、地方知行の廃止による支配の一元化を挺子とした年貢収入に財政基盤をおき、さらに、年貢米の払を、畿内中央市場に近接しているという地理的条件と、幕閣重臣としての経済情報の先取りによって有利に展開した。また、北国市場と畿内中央市場の中継地である敦賀・小浜を掌握し、この時期に膨張をつづけた商品流通に課税することによって多大の収入を得た。これらの収入は、平時の藩財政支出を十分にまかないえるものであり、寛永期には、高年貢率・高米価にささえられつつ、備蓄も進んだ。

この時期の備蓄の特徴は、俸禄知行への移行の結果、家臣への物成米が支出の内に大きな割合を占めるが、これを除くと、江戸入用の大きさが目立つ。さらに、この時期の藩財政を規定したものに幕府普請役に代表される幕府軍役があり、これは平時の藩財政収入ではまかなえぬものであった。しかし、これをまかなうものとして、先に述べた備蓄金が活用された。

(23) 「打七文書」・『稿本』所収。

(24) 荘内酒井氏に関する記述は、『鶴岡市史』上巻によった。

(25) 寛永12・12・17書下。

(26) 寛永16・12・12書下。

(27) 寛永17・9・26書下。

(28) 慶安4・10・22書下。

(29) 明暦1・7・2書下。

(30) 『讃岐様御隠居之時当代被遣候金銀目録』（酒井家文書）。

(31) 明暦1・7・2書下。

(32) 「旧藩秘録」。

(33) 「酒井家文書」。

領主権力の再生産構造を藩財政の分析を通じて、明らかにしようとする本稿第一の課題は、行論中での分析で、いくらかは達成されたと思うが、第二の課題である初期藩財政の実態分析については、酒井小浜藩の初期藩財政が豊かであったという本稿の論証が正しいとするならば、これまでの近世藩財政窮乏説は再検討されねばならない。さらに、藩財政における借財についても、現象論的にとらえるのではなく、藩財政構造の中で有機的にとらえねばならないであろう。この観点に立つことによって、初期の借財が、領主権力の再生産構造の中に包摂され、それ自体としては領主権力の危機を直接的には意味しないものであるのか、それとも、領主権力の再生産構造の欠陥を反映したものであるのかという問題が提起されよう。

最後に小浜藩の藩財政の中期への見通しを述べて本稿を終えたい。慶安期以降、年貢収入の不安定さと減少、米価の低下、さらに江戸入用の増加によって、翳りを見せはじめた。これに対し、忠直は、寛文二年忠勝の死の直後から、藩政改革を行い、軍役規定を改め、農政面では、「庄屋代官」制を導入するなど、藩政の新展開を見せている。また、財政収入の一方の基盤である商品流通に対する課税は、寛文期の西廻り航路の確立と大阪市場の確立によって、敦賀、小浜を通過する北国荷が減少した結果、しだいに減っていった。これに対し、藩は、下り荷である茶に課税することによって対処しようとした。しかし、全国市場の確立は、単に流通量の問題だけでなく、領主を流通過程からしめ出す性質をも有していた。近世中期以降の藩財政の悪化の一原因は、このあたりに求められるのではないだろうか。

Greeks and Non-Greeks in the Cities of Hellenistic Asia

by

C. Ohto

The early kings of the Seleucids knew the weakness of their position as rulers over their vast and strange territory. Their empire was a framework which covered a multitude of peoples and cultures, and it was necessary to give the framework substance and strength. To this end, they set to work to fill most of western Asia with Greek cities and settlements. Usually, though by no means always, these cities and settlements were located at or beside native villages and cities, and must have contained many non-Greeks within their walls, though the local natives lived largely in suburbs outside. How were the non-Greeks within the wall organized and administrated?

We cannot throw much light on this question. Circumstances were different in each case and we have too little information. In many cities, however, it seems that non-Greeks were assigned their districts and distinguished from Greeks. It cannot be assumed, as often supposed, that there was widespread harmony between Greeks and non-Greeks.

The Finance of *Han* 藩 in the Early Bakuhan-Regime 幕藩体制 ;

A Case Study of a *Fudai-Daimyo* 譜代大名,

Sakai-Obama-Han 酒井小浜藩

by

J. Fujii

This article will focus on the problem of the reproduction structure of the seigniority of the early Bakuhan Regime 幕藩体制 through a case study of a *Fudai-Daimyo* 譜代大名, *Sakai-Obama-han* 酒井小浜藩.

Though not abundant in its agricultural production, *Obama-han*, economically based on the land-tax revenue which was made possible by the substitution of the unified control over the country for the old local fief system, coped with their rice paid as land-tax lucratively, because of its geographical nearness to *Kinai* 畿内 central market and its familiarity with the economic information as a chief minister of Bakufu. Furthermore, *Obama-Han*, holding *Tsuruga* 敦賀 and *Obama* 小浜 as relay ports between the northern countries and the central countries, levied

duties on the circulating commodities and gained enormous revenue. This revenue was sufficient enough to cover the ordinary expenditure, so in the *Kan'ei* Period 寛永年間, they saved much preparatory money through the high price of rice and the high rate of land-tax.

As to the expenditure of that time, not only *Bussei-mai* 物成米 which resulted from the transferring to the *Horoku-chigyō* 俸祿知行 system but also the expense in *Edo* 江戸 occupied great proportions. Furthermore, the military service for Bakufu 幕府軍役, especially the constructing service 普請役, occupied some parts. The latter, being beyond capacity of the ordinary revenue, was paid out of the preparatory savings. Thus *Obama-han* could complete its reproduction process.

Two Preachers in the History of Mongolian Lamaism ;

Neyiči toyin and *Jaya pandita Namqayijamču*

by

H. Wakamatsu

In the history of Mongolian Lamaism, two *Oyirad* priests, *Neyiči toyin* (1587?-1653) and *Jaya pandita Namqayijamču* (1599-1662) were great preachers of *Dge lugs pa* sect Lamaism. The former who had come from *Turgud*, after his ascetic exercises in Tibet, lived in *Köke qota* and preached Lamaism mainly among the Inner Monglians. His reputation was so high as to be known to *Shun Ch'ih Ti* 順治帝 of Ching dynasty. *Neyiči toyin* was briefly referred to by *Hor chos hbyun* which was based on a biography of *Neyiči toyin*, "*Bojda neyiči toyin dalai manjušrii-yin domoj*". In this article, I would like to trace his preaching activities more minutely.

On the other hand, there exists a biography of *Jaya pandita*, "*Rabjamba Zaya pandhidiyin sarayin gerel kemėkėi tuiji*". According to this, *Jaya pandita* who had come from *Qošūd*, after returning from Tibet, lived in *Oyirad*, preached Lamaism among the *Qalqa Mongols* and the people of *Oyirad*. It was characteristic of him that he was conspicuous in the secular activities. The fact that he arbitrated in the *Oyirad* rebellion immediately after the enthronement of *Sengge* was a remarkable example of that. On investigating Mongolian society in the first half of the 17th century, the biographies of these two Lamaism priests provide us with many various precious materials.